

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
信濃川下流域の減災に係る取組方針  
(案)

平成２８年８月４日

水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会

## 1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

信濃川（下流）では、平成16年、23年と度重なる洪水被害を受け、信濃川下流域のもつ課題を共有し、協働して、関連各機関との情報共有や連携を深め、より地域の防災力を高めることを目的とし、地域住民の安全安心を担う7市1町1村（新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町）、新潟県、北陸農政局、新潟地方气象台、北陸地方整備局で構成される「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）を平成25年5月31日に全国に先駆けて設立した。そして、本推進協議会において「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえた大規模減災対策に取り組むため、信濃川下流の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 信濃川（下流）は、山間部と海岸段丘に囲まれた約200km<sup>2</sup>のゼロメートル地帯や支川中ノ口川と本川に囲まれた低平地を抱え、氾濫した場合の浸水域は広範となり、浸水深が大きくなる。また、平常時から自然排水が困難な天井川河川であるため氾濫流が吐けにくい地形的な特徴を有しており、家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域、浸水継続時間が長期にわたる区域では、その場に留まらない「立ち退き避難行動」が必要である。

- 2) 上下流バランスを保ちながら整備を進めているものの、局所的に堤防高が不足している箇所や、河積の不足により流下能力が不足している区間、堤防の漏水や侵食など越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在している。  
また、新潟県が管理する河川は、本支川、上下流バランスを保ちながら洪水を安全に流すための整備を進めているが、流下能力が不足している箇所や信濃川の水位の影響が大きい箇所があり、水害リスクが高い箇所が存在している。
- 3) 複数の大規模支川と緩流の本川・支派川で構成されており、降雨波形によっては逆流が発生する等の複雑な流況が形成されると共に、大規模河川管理施設による分派量をコントロールしていることから、信濃川下流域一体で治水安全度バランスに配慮した施設整備・運用が必要とされる。
- 4) 新たに公表した浸水想定区域内には、新潟駅周辺をはじめ人口が集中する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 5) また、市役所、区役所をはじめ主要な公共施設及び国道8号などの主要幹線道路、緊急輸送道路が2週間以上にわたり浸水するおそれがあり、社会経済が大きな打撃を受けて復旧活動の遅れが懸念される。

このような課題に対し、本推進協議会においては、『平成16年・23年の新潟福島豪雨の教訓と流域特性を踏まえ、水害に強い信濃川下流域づくりを推進する中で、大規模水害に対し、関係機関がさらに連携・切磋琢磨して、「適時的確な避難」「氾濫被害の最小化』を目標と定め、これまでの取組と合わせ、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、信濃川下流の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本推進協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

## 2. 本推進協議会の構成員

本推進協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
新潟市（会長）	市長
長岡市	市長
三条市	市長
加茂市	市長
見附市	市長
燕市	市長
五泉市	市長
弥彦村	村長
田上町	町長
新潟県 防災局	防災局長
"  農地部	農地部長
"  土木部	土木部長
北陸農政局	農村振興部長
新潟地方气象台	次長
北陸地方整備局	河川部長

### 3. 信濃川（下流）の概要と主な課題

#### （1）流域・地形の特性

##### ①流域の特性

信濃川（下流）は、大河津洗堰下流から河口までの幹線流路延長約59km、流域面積約1,420km<sup>2</sup>の一級河川であり、支川は、刈谷田川、五十嵐川、加茂川及び小阿賀野川が合流する他、中ノ口川が上流部で分派後、再び信濃川本川に合流し、関屋分水路を分派した後、新潟港を経て日本海に注ぐ。

その流域には、かつて泥田とよばれた越後平野が広がり、大河津分水路通水（大正11年）により、洪水に対する安全度が飛躍的に向上したことから、日本有数の穀倉地帯に発展し、交通網の整備や市街化が進んでいる。

一方、亀田郷や白根郷などのゼロメートル地帯を含む低平地が広がり、自然排水が困難なことから内水被害の著しい地域になっている。

信濃川下流の想定氾濫区域には、政令市である新潟市をはじめ、三条市、燕市、加茂市、田上町の5市町に人口が集中する市街地が存在している。特に新潟市中央区に位置する新潟駅周辺は住居が集中していることに加え、商業、産業が集積しており、周辺市町村からの流入人口も多い。また、沿川各地域には高齢化率の高い地域が存在する。さらには、災害時における救援活動、生活物資や復旧物資輸送等の確保などの緊急活動のための緊急輸送道路として機能する国道8号などの主要幹線道路が存在する。

##### ②洪水・氾濫の特性

信濃川（下流）の洪水は、前線に沿って暖かく湿った空気が流れ込み線状降水帯が長時間発達することによって発生することが多く、刈谷田川と五十嵐川からの流出が大きい。また、平成23年7月新潟・福島豪雨では、五十嵐川の洪水が、本川合流後に逆流したことが確認されており、降雨波形によっては逆流が発生する等、複雑な流況になる場合がある。

氾濫特性としては、山間部と海岸砂丘に囲まれた区間は、約200km<sup>2</sup>もの海拔ゼロメートル以下の地帯を含む低平地や本川と支川の堤防で囲まれた閉鎖空間が広がるため、浸水深が深く、浸水深が2階以上となる区域や氾濫流が吐けにくい地形的な特徴から浸水継続時間が長期にわたる区域が存在する。

## (2) 過去の被害状況と河川改修の状況

### ①過去の被害

歴史上特筆すべき洪水被害である明治29年7月の「横田切れ」では、燕市横田（旧分水町横田、信濃川左岸）で堤防が300mにわたって決壊したほか、各地で堤防が決壊し、越後平野のほぼ全域が約1ヶ月にわたり浸水し、浸水家屋43,684戸、浸水農地58,254haにおよぶ甚大な被害が発生した。これを契機に「信濃川改良工事」として大河津分水路の開削に着手、大正11年に通水した。これによって信濃川下流域の大洪水の発生頻度は減少したものの、戦後、流域の開発が進んだことなどから資産の集中が進み、昭和36年、昭和42年、昭和53年、平成10年には大きな洪水被害が発生した。

近年では、平成16年7月新潟・福島豪雨により、新潟県内で15名の尊い命が犠牲となったほか、支川五十嵐川、刈谷田川等で堤防が破堤し、全半壊家屋979戸、浸水家屋17,021戸に上る甚大な被害が発生した。この洪水後に採択された信濃川下流災害復旧等関連緊急事業によって、堤防整備を推進し約9割が完成堤となった。

その後の平成23年7月新潟・福島豪雨では、帝石橋地点流量、帝石橋地点上流雨量ともに既往最大を記録し、本川の中上流部と支川中ノ口川全川にわたって計画高水位を超過したが、平成16年新潟・福島豪雨災害対応として実施した信濃川下流災害復旧等関連緊急事業による堤防整備により、かろうじて本川の越水は免れた。一方、信濃川及び中ノ口川の氾濫の危険があったことから排水規制が行われ、広範囲で内水被害が生じた。この洪水による被害は全半壊家屋849戸、浸水家屋8,669戸、死者4名に上った。

### ②河川改修の状況

現在、信濃川（下流）は、大河津洗堰、大河津可動堰、蒲原大堰、中ノ口川水門、信濃川水門、新潟大堰により洪水が制御され、上下流バランスを確保しつつ、整備が行われているものの、局所的に堤防の低い箇所や堤防高が不足している区間、河積の不足により流下能力が不足している区間が存在しており、生起確率150年の洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

平成26年1月に策定（平成27年1月に一部変更）した「信濃川水系河川整備計画（国管理区間）」では、洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標として、「信濃川（下流）での戦後最大相当規模の洪水（基準地点帝石橋3,600m<sup>3</sup>/s）に対し、災害の発生の防止または軽減を図る」としており、平成23年7月洪水と同規模の洪水に対して堤防の決壊、越水等による浸水被害の防止を図る整備が進められている。

また、新潟県は、信濃川下流圏域河川整備計画を山地部（大河津分水路分派後から加茂川合流点までの信濃川右支川）、平野部（山地部圏域より下流の信濃川右支川および大河津分水路分派後より下流の信濃川左支川）に分け、山地部は平成18年7月に策定（H18.4第1回変更、H25.4第2回変更）、平野部については平成16年8月に策定（H26.12第1回変更）し、近年浸水被害が生じた降雨（平成10年8月降雨、平成16年7月降雨、平成23年7月降雨など）に対して、浸水被害の防止、軽減を図ることを目標として、整備が進められている。

現在、整備対象河川である五十嵐川、中ノ口川、加茂川、下条川などの河川で本支川、上下流バランスを保ちながら洪水を安全に流すための整備を進めているが、流下能力が不足している箇所や信濃川の水位の影響を大きく受ける箇所があり、水害リスクの高い箇所が存在している状況にある。

信濃川（下流）での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 信濃川（下流）は、扇状地を呈した越後平野が形成され、山間部と海岸砂丘に囲まれた低平地（ゼロメートル地帯）を抱え、浸水域は広範となり、浸水深が大きくなる。また、自然排水が困難なため氾濫流が吐けにくい地形的な特徴を有しており、家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域では、浸水継続時間が長期にわたり、その場に留まらない「立ち退き避難行動」が必要な場合がある。
- 2) 上下流バランスを保ちながら整備を進めているものの、局所的に堤防高が不足している箇所や、河積の不足により流下能力が不足している区間、堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。  
新潟県が管理する河川では、洪水を安全に流すための整備を進めているが、流下能力が不足している箇所や信濃川の水位の影響を大きく受ける箇所があり、水害リスクの高い箇所が存在している状況にある。
- 3) 信濃川（下流）は、複数の大規模支川と緩流の本川・支派川で構成されており、降雨波形によっては逆流が発生する等の複雑な流況が形成されると共に、大規模河川管理施設による分派量をコントロールしていることから、信濃川下流域一体で治水安全度バランスに配慮した施設整備・運用が必要とされる。
- 4) 新たに公表した浸水想定区域内には、新潟駅周辺をはじめ人口が集中する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 5) また、市役所、区役所をはじめ主要な公共施設及び国道8号等の主要幹線道路、緊急輸送道路が2週間以上にわたり浸水するおそれがあり、社会経済に大きな打撃や復旧活動の遅れが懸念される。

## ■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、河川管理者を筆頭とした行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本推進協議会においては、発生が想定し得る最大規模の洪水に対し「適時的確な避難」や「氾濫被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための堤防整備や、河道掘削などに加え、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう「危機管理型ハード対策」としての堤防天端の舗装、円滑な避難行動等に資するCCTVカメラや水位計等の整備、水防活動を迅速に行うための拠点整備 など

・ソフト対策として、ハザードマップ作成に向け、洪水浸水想定区域（浸水深・浸水継続時間）、家屋倒壊等氾濫想定区域、及び広域避難の観点も踏まえた避難計画の作成、浸水継続時間の短縮や被害を最小限にするための排水計画の検討や訓練の実施、市町村間での広域避難計画を作成しハザードマップに反映、リアルタイムの防災情報提供や関係機関と連携したタイムラインの整備に取り組むほか、氾濫被害の最小化に向けて新技術を活用した水防資機材の検討など水防活動の強化について、関係機関が連携して進めて行く。

さらに、平時から住民等への周知・教育・訓練について、水防災教室の開催を通じて「新潟県防災教育プログラム」に基づいた水防災教育の実施 など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

#### 4. 現状の取組状況

信濃川下流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりとなっている。（別紙－1参照）

##### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項 目	現状○と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	<p>○信濃川（下流）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を信濃川下流河川事務所のHP等で公表している。</p> <p>○新潟県管理河川においては、計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。また、想定最大降雨規模の外力による浸水想定区域図の作成に着手している。</p> <p>○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を信濃川下流河川事務所、新潟県と気象台の共同で実施している。</p> <p>○水位周知河川では避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険水位の到達情報により水位周知を実施している。</p> <p>○雨量や水位等の防災の情報提供を信濃川下流域情報共有プラットフォームや新潟県土木防災情報システムにより行っている。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、信濃川下流河川事務所長から沿川自治体の首長への情報伝達（ホットライン）を実施している。</p>	
	<p>●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。</p>	A
	<p>●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。</p>	B

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●
避難勧告等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）</p> <p>○信濃川（下流）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を整備している。また、三条市では関係機関が一体となった洪水対応をまとめたタイムラインが整備されている。</p> <hr/> <p>●避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）が現時点では、信濃川（下流）の沿川以外及び県管理河川では未整備であるため、適切な防災行動計画に対して懸念がある。</p> <p>●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものとなっているかが懸念される。</p> <p>●関係機関が一体となった洪水対応をまとめたタイムラインがない。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p> <hr/> <p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</p> <hr/> <p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p> <hr/> <p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</p> <p style="text-align: right;">D</p> <p style="text-align: right;">E</p> <p style="text-align: right;">F</p>

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、TV電話、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p>	
	<p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。</p>	G
	<p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。</p>	H
	<p>●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。</p>	I
	<p>●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。</p>	J
避難誘導體制	<p>○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。</p> <p>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。</p>	K

②水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
河川水位等に係る情報提供	<p>○信濃川下流域情報共有プラットフォームにより雨量、水位、CCTV画像等のリアルタイム情報を提供している。</p> <p>○信濃川下流河川事務所、新潟県が基準観測所の水位により水防警報を発表し、水防団員へ迅速に情報提供している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、信濃川下流河川事務所長から沿川自治体の首長への情報伝達（ホットライン）を実施している。</p>	
	<p>●優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。</p>	L
	<p>●堤防高が局所的に低い小須戸橋右岸堤防等において、迅速かつ適切な水防活動を実施する必要がある。</p>	M
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団、地域住民等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> <p>○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。</p>	
	<p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p>	N
	<p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。</p>	O
	<p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。</p>	P

②水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
水防資機材の整備状況	<p>○防災ステーション、各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。</p> <p>○信濃川下流情報共有プラットフォーム等により、資材備蓄状況を情報提供している。</p>	
	<p>●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員の高齢化や人数の減少により、従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</p>	Q
	<p>●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、信濃川（下流）での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。</p>	
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>○防災拠点となる市・町・村庁舎は洪水想定区域外又は、自家発電機室、コンピューターサーバーなど上階に設置され防災拠点機能を確保している。</p> <p>●市・町・村庁舎等が洪水想定区域内に存在している。</p>	S

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○信濃川下流河川事務所において、鳥屋野潟排水機場、西川排水機場の耐水化、排水ポンプ車の更新、増強を行っている。</p> <p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p> <p>○排水機場及び大規模な堰・水門は、平常時から定期的な保守点検を実施している。その他の樋門・樋管等の施設は出水期間前に点検を実施している。</p> <p>○排水機場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。</p> <p>○各自治体において、田んぼダムの活用や調整池、地下貯留施設の整備等を行っている。</p>	
	<p>●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。</p>	T
	<p>●現状において早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。</p>	U
	<p>●堤防決壊の危険が高い出水状況において、本支川、上下流の安全度のバランスを考慮しつつ内水排水ポンプ運転調整の検討及び合意形成を進めていく必要がある。</p>	V

④河川管理施設の整備に関する事項

項 目	現状○と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<p>○計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、本支派川及び上下流バランスを保ちながら堤防整備、河道掘削などを推進している。</p> <p>○県管理河川では本支川、上下流バランスを保ちながら洪水を安全に流すための整備を進めている。</p> <p>○堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。</p> <p>○洪水調節機能を有する刈谷田川ダム、大谷ダム、笠堀ダム、下条川ダムで洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。</p> <p>○新潟県において五十嵐川改良復旧として遊水地・笠堀ダム嵩上げを実施している。</p> <p>○信濃川（下流）は、洪水時において大河津洗堰、大河津可動堰、蒲原大堰、中ノ口川水門、信濃川水門、新潟大堰等の大規模河川管理施設により分派量をコントロールされている。</p>	
	<p>●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。</p>	W
	<p>●堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。</p>	X
	<p>●洪水時に大規模河川管理施設により分派量をコントロールしていることから、信濃川下流域一体で治水安全度バランスに配慮した施設整備・運用が必要とされる。</p>	Y
	<p>●氾濫に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。</p>	Z

## 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動の実施、氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成32年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

平成16年・23年の新潟・福島豪雨の教訓と流域特性を踏まえ、水害に強い信濃川下流域づくりを推進する中で、大規模水害に対し、関係機関がさらに連携・切磋琢磨して、  
『適時的確な避難』『氾濫被害の最小化』を目標とする。

※ 大規模水害・・・信濃川下流域で想定し得る最大規模の降雨に伴う水害。

※ 教訓・・・平成16年水害以降の各種対策の効果は発揮されたが、流域の上中下流は、水害リスクを分かち合うべき運命共同体であり、現状の安全度を上回る洪水等の水害リスクを評価・理解・共有し、対策を検討する重要性が再認識されたこと。

※ 水害に強い信濃川下流域づくりを推進・・・国・県・市町村等の関係機関は「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」を設立(H25.5)し、連携・切磋琢磨して、水害リスクを共有し、下流域全体の地域防災力向上に取り組んでいる。

※ 適時的確な避難・・・住民自らがリスクを察知し、個々人の状況に応じた、適切なタイミングや方法で避難できる状態。

※ 氾濫被害の最小化・・・大規模降雨に伴う氾濫被害を軽減し、社会・経済活動等を一刻も早く再開できる状態。

上記目標の達成に向け、信濃川下流等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流すための対策に加え、以下の取組みを実施する。

- ①信濃川下流等の大規模水害の特徴を踏まえた避難のための取組
- ②氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防や流域対策の取組
- ③一刻も早く社会・経済活動等を回復させるための排水活動や協働の取組

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－2参照）

### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b>			
<信濃川下流> ・H23.7HWL超過対応河道掘削（関屋分水路、山島新田地区、栗林地区、大島地区）	W	引き続き整備	北陸地整
・西野地区堤防整備	W, X	引き続き整備	北陸地整
・新光町地区堤防整備	W, X	引き続き整備	北陸地整
<県管理河川> ・五十嵐川・中ノ口川・加茂川・下条川等河道掘削、堤防整備等河川改修	W, X	引き続き整備	新潟県
・信濃川下流及び中ノ口川の治水安全度バランスを考慮した蒲原大堰・中ノ口川水門の施設操作運用の検討、調整	Y	順次実施	北陸地整、新潟県
<b>■流出抑制対策</b>			
・五十嵐川遊水地の整備 笠堀ダムの嵩上げ	W	引き続き整備	新潟県

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<b>■内水対策</b>			
・排水ポンプ車の更新・増強	T	順次整備（H29～32年度まで）	北陸地整
・布施谷川・新川排水路下流部の内水対策（ハード・ソフト）	T	順次整備	新潟県、三条市
・新通川・島田川の河道拡幅	T	引き続き整備	新潟県
・雨水排水ポンプ場の整備（白根水道町、山田）	T	順次整備（H30年度完了）	新潟市
・加茂川・下条川への雨水ポンプ場の整備	T	順次整備	加茂市
・須頃郷1号排水路整備事業	T	順次整備（H29年度完了予定）	燕市
・排水系統の整備	T	順次整備（H31年度完了）	三条市
・調整池等の整備	T	順次整備	新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、弥彦村、田上町
・田んぼダムの活用	T	順次整備	新潟県、新潟市、加茂市、見附市、燕市、弥彦村、田上町
<b>■危機管理型ハード対策</b>			
・堤防天端の保護（アスファルト舗装等）	Z	H28年度から順次整備	北陸地整、新潟県
・堤防裏法尻補強	Z	H28年度から順次整備	北陸地整

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<b>■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新技術を活用した水防資機材の検討及び配備</li> </ul>	M, P Q	H28年度から 検討	北陸地整、新潟県、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円滑な避難行動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置</li> </ul>	J, L	H28年度から 順次整備	北陸地整、新潟県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎等の耐水対策</li> </ul>	S	H28年度から 順次検討	北陸地整、新潟県、三条市、見附市、弥彦村、田上町
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水機場の耐水化</li> </ul>	T, U	H28年度から 順次検討	新潟県、新潟市、三条市、加茂市、見附市、田上町、北陸農政局

## 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

### ①信濃川下流等の大規模水害の特徴を踏まえた避難のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■情報伝達、避難計画等に関する取組</b>			
・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実	G, H I, J	順次実施	北陸地整、新潟県、气象台、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・関係機関と連携した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	C	（整備） 順次実施 （検証・改善） 引き続き実施	北陸地整、新潟県、气象台、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	C	（整備） 順次実施 （検証・改善） 順次実施	北陸地整、新潟県、气象台、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）	D, E F	H28年度から 順次実施	北陸地整、新潟県
・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	D, E F, K	H28年度から 順次実施	北陸地整、新潟県、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・参加市・町・村による広域避難計画の策定及び支援	D, E	H28年度から 順次実施	北陸地整、新潟県、气象台、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの作成 ・周知	D, E F	H28年度から 順次実施	北陸地整、新潟県、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<b>■情報伝達、避難計画等に関する取組</b>			
・水位予測の検討及び精度の向上	B, M	H28年度から 検討	北陸地整、新潟県
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	J	H29年度	気象台
・関係機関が連携した訓練の実施	C, I J	引き続き実施	北陸地整、新潟県、気象台、 新潟市、長岡市、三条市、 加茂市、見附市、燕市、 五泉市、弥彦村、田上町、 北陸農政局

- ※ 信濃川下流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。
- ※ 浸水ナビとは、自宅などの調べたい地点をWEBサイト上で指定することにより、どの河川が氾濫した場合に浸水するか、河川の決壊後どれくらいの時間で氾濫水が到達するか、浸水した状態がどれくらいの時間継続するか等をアニメーションやグラフで表示するシステムをいう。
- ※ 警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<b>■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組</b>			
・自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	A	引き続き実施	北陸地整、新潟県、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・小中学校等における水災害教育を実施	A	引き続き実施	北陸地整、新潟県、気象台、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A	引き続き実施	北陸地整、新潟県、気象台、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・まるごとまちごとハザードマップを整備	D, F I	順次実施	北陸地整、新潟県、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H	順次実施	北陸地整、新潟県、気象台、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	K	順次実施	新潟県、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町

②氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防や流域対策の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</b>			
・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	N	引き続き毎年実施	北陸地整、新潟県、気象台、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	L, M N	引き続き実施	北陸地整、新潟県、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	P, Q	引き続き毎年実施	北陸地整、新潟県、気象台、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	O, Q	引き続き実施	新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	P	引き続き実施	北陸地整、新潟県、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	R	H28年度から検討	北陸地整、新潟県、新潟市
<b>■流域対策に関する取組</b>			
・平成16年7月、同23年7月を上回る豪雨に襲われても壊滅的な被害を招くことのないよう、新たな治水対策の検討を実施	D, E	引き続き実施	北陸地整
・流域における氾濫被害軽減に向けた対策の検討を実施	D, E	H28年度から検討	北陸地整、新潟県、気象台、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<b>■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組</b>			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	K	順次実施	北陸地整、新潟県、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	I	引き続き実施	北陸地整、新潟県、新潟市

③一刻も早く社会・経済活動等を回復させるための排水活動や協働の取組

現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念があるため、確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<b>■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施</b>			
・大規模水害を想定した信濃川下流排水計画（案）の検討を実施	T, U	H28年度から 検討	北陸地整、新潟県、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町、北陸農政局
・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	U	引き続き実施	北陸地整、新潟県、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・関係機関が連携した排水実働訓練の実施	W	順次実施	北陸地整、新潟県、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
・内水排水ポンプの運転調整の検討	T, U V	H28年度から 検討	北陸地整、新潟県、新潟市、三条市、加茂市、田上町、北陸農政局
<b>■救援・救助活動の効率化に関する取組</b>			
・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	E, T	H28年度から 検討	北陸地整、新潟県、新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町

## 7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

今後、本推進協議会を定期的に開催し取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお今後は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

## 現状の取組状況の共有とりまとめについて

## 現状の取組状況の共有とりまとめについて

## ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	北陸地整	気象台	新潟県	新潟市	長岡市	三条市	加茂市	見附市	燕市	五泉市	弥彦村	田上町	農政局	現状と課題		
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	・信濃川下流において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を信濃川下流河川事務所のHP等で公表している。 ・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を信濃川下流河川事務所と気象台の共同で実施している。 ・災害発生のおそれがある場合は、信濃川下流河川事務所長から沿川自治体の首長に加え、情報伝達(ホットライン)の多重化を実施している。	・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を信濃川下流河川事務所と気象台の共同で実施している。 ・災害発生のおそれがある場合は、信濃川下流河川事務所長から沿川自治体の首長に加え、情報伝達(ホットライン)の多重化を実施している。	・県管理河川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。また、想定最大降雨規模の外力による浸水想定区域図の作成に着手している。 ・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を実施している。 ・県管理の水位周知河川について、基準水位到達情報の提供を行っている。 ・ダム情報の提供												●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。	A
避難勧告等の発令基準	・信濃川下流における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。	・河川管理者と共同で洪水予報を発表している。 ・警報・注意報を発表している。 ・警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)	・各市町村の洪水に関する避難勧告等発令基準をとりまとめ、北陸地方整備局、新潟地方気象台へ情報提供している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な警戒水位等まで明示している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、災害対策本部設置・運営マニュアルに具体的な警戒水位等まで明示している。	・タイムラインを策定し、平成27年6月より運用を開始している。また、水防法の改正に伴う浸水想定区域の見直しや、平成27年9月の関東・東北豪雨を踏まえ、ワーキングを開催して検証を行い、必要な見直しや新たな課題の抽出を行っている。 ・避難準備情報・避難勧告等発令基準を数値化	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、内部で運用している。	・避難準備情報・避難勧告等発令基準を数値化 ・避難勧告等判断情報の取(気象会社によるポイント気象情報) ・事前防災行動計画(タイムライン:水害版)の運用	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な警戒水位等まで明示している。 ・避難勧告のためのタイムラインの整備。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な警戒水位等まで明示している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な警戒水位等まで明示している。	・前線性出水を対象とした、避難勧告の発令等の着目したタイムラインを作成している。 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル			●避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)が現時点では、信濃川(下流)の沿川以外及び県管理河川では未整備であるため、適切な防災行動計画に対して懸念がある。 ●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものとなっているかが懸念される。 ●関係機関が一体となった洪水対応をまとめたタイムラインがない。	C
避難場所・避難経路	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。		・県管理区間について浸水想定図を作成するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。	(1)避難場所 新潟市地域防災計画(水防計画、資料編)にて策定、HPにより周知、小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難所 長岡市地域防災計画、資料編にて策定、HPにより周知、小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難所及び避難場所 三条市地域防災計画、資料編にて策定、豪雨災害対応ガイドブック、HPIにより周知、小中学校、公民館などの公共施設が主。 (2)避難経路 豪雨災害対応ガイドブック等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難場所 市広報誌やHPIにより周知、小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 現在作成中の洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。	(1)避難場所 見附市地域防災計画、資料編にて策定、HPIにより周知、小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難場所 燕市地域防災計画、資料編にて策定、HPIにより周知、小中学校、公民館などの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難場所 五泉市地域防災計画、資料編にて策定、HPIにより周知、小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難場所 弥彦村地域防災計画、資料編にて策定、HPIにより周知、小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難場所 田上町地域防災計画、資料編にて策定、HPIにより周知、小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)		●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。 ●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。 ●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。	D E F	
住民等への情報伝達の体制や方法	・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を信濃川下流河川事務所HPや報道機関を通じて伝達している。 ・携帯電話及び防災端末を活用した水位予測等の提供(ホームページ) ・ライブカメラ画像の提供(CCTVの高度化 ・わかりやすい量水標の設置(H24.7完了) ・TV放送局への河川情報及び映像情報の提供 ・きめ細かい危険水位の設定資料の提供 ・換算水位表示横断図の提供	・気象情報等を、自治体や報道機関を通じて住民等へ伝達している。 ・平常時から、都道府県等と連携し、市町村の防災対策を支援し、住民の自助・共助意識の醸成等にも取り組んでいる。 ・ライブカメラ画像の提供(ホームページ) ・CCTVの高度化 ・わかりやすい量水標の設置(H24.7完了) ・TV放送局への河川情報及び映像情報の提供 ・きめ細かい危険水位の設定資料の提供 ・換算水位表示横断図の提供	・「河川防災情報システム」により雨量、河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。 ・河川カメラ画像の提供 ・住民に対する防災情報等に関する啓発・協力 ・洪水に関する防災教育プログラム制作 ・平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえて、洪水時の情報収集や避難の判断基準などを、一般住民に理解してもらえよう家庭向けのチラシを作成し、県HPで公表している。クリアファイルを作成し、市町村や県地域整備部へ提供している。 ・「いしがた防災メール(登録制)」 ・Twitter ・Yahoo Japanとの災害に係る情報発信等に関する協定の締結 ・エリアメール(緊急速報メール) ・BSNデジタルデータ放送 ・NHKデジタルデータ放送 ・同報系防災行政無線 ・緊急告知FMラジオ ・FMラジオ放送局と連携した情報提供 ・防災情報システムの機能強化(情報発信の迅速化) ・高所監視カメラの設置	・災害対策本部は、ホームページ、いしがた防災メール、緊急速報メール、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)、サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ、テレビデータ放送及び広報車等により伝達する。 ・町内会へ防災出前講座 ・災害対策本部設置・運営マニュアル(風水害対策編)見直し ・防災・緊急情報メール(登録制) ・Twitter、Facebook ・エリアメール(緊急速報メール) ・同報系防災行政無線 ・緊急告知FMラジオ ・FM緊急割り込み装置による災害情報の発信 ・FMラジオ・ケーブルテレビ放送局と連携した情報提供 ・市内設置の防災カメラ映像 ・携帯電話による現場写真共有システム	・同報系防災行政無線、サイレン、メール(緊急速報及び三糸市メール配信サービス)、広報車、テレビ、ラジオ等あらゆる広報手段によって伝達する。 ・地域の自治会長、民政委員児童委員、自主防災組織等を通じ、確実に伝達する体制を整えていく。 ・全小中学校・全学年で防災教育授業の実施 ・公助・自助・共助の各主体を対象とした水害対応マニュアルの作成 ・三糸市メール配信サービス(登録制) ・エリアメール(緊急速報メール) ・Twitter ・エリアメール(緊急速報メール) ・BSNデジタルデータ放送 ・同報系防災行政無線 ・緊急告知FMラジオ ・FMラジオ・ケーブルテレビ放送局と連携した情報提供 ・J-ALERTとの自動連携の緊急速報メール ・河川監視カメラによるライブ映像の提供 ・アラートによるヤフーHP及びNHKデジタルデータ放送への情報配信 ・市HP	・「中央指揮所」を整備し、災害対策本部での情報収集機能を強化している。 ・指揮所内に災害時無線を増設し、現場や関係機関との連絡体制の確保強化を図っている。 ・エリアメール(緊急速報メール) ・NHKデジタルデータ放送 ・市及び消防の広報車による情報伝達 ・市職員と地元待機消防団員による各戸連絡体制の整備 ・市HPIによる情報伝達 ・携帯電話メール(緊急情報メール)の配信システム ・NHKデジタルデータ放送 ・同報系防災行政無線 ・緊急告知FMラジオ ・FMラジオ放送局と連携した情報提供 ・サイレン・スピーカーによる避難情報の伝達 ・防災FAX設置(囃子員、福祉施設、学校、企業など) ・携帯電話による現場写真共有システム ・携帯電話からの現地映像収集 ・市内設置の防災カメラ映像 ・行政内で必要とする災害情報を集約した災害対応管理システム	・情報の伝達は避難情報伝達マニュアルに依り、サイレン、FAX、電子メール、FM放送、ソーシャルメディア(防災つばめメール)、緊急速報(エリア)メール、Twitter等、特性の違う複数の手段により市民それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達を実施する。 ・消防、警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力 ・市職員と地元待機消防団員による各戸連絡体制の整備 ・市HPIによる情報伝達 ・携帯電話メール(緊急情報メール)の配信システム ・NHKデジタルデータ放送 ・同報系防災行政無線 ・緊急告知FMラジオ ・FMラジオ放送局と連携した情報提供 ・サイレン・スピーカーによる避難情報の伝達 ・防災FAX設置(囃子員、福祉施設、学校、企業など) ・携帯電話による現場写真共有システム ・携帯電話からの現地映像収集 ・市内設置の防災カメラ映像 ・行政内で必要とする災害情報を集約した災害対応管理システム	・防災行政無線、コミュニティFMラジオ、テレビ、テレビデータ放送、広報車、ホームページ、登録制メール(防災つばめメール)、緊急速報(エリア)メール、Twitter等、特性の違う複数の手段により市民それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達を実施する。 ・防災つばめメール(登録制) ・Twitter ・緊急速報(エリア)メール ・市ホームページ ・BSNデジタルデータ放送 ・NHKデジタルデータ放送 ・同報系防災行政無線 ・緊急告知FMラジオ ・FMラジオ放送局と連携した情報提供 ・防災・緊急情報メール(登録制) ・エリアメール(緊急速報メール) ・BSNデジタルデータ放送 ・NHKデジタルデータ放送 ・同報系防災行政無線 ・緊急告知FMラジオ ・FMラジオ放送局と連携した情報提供 ・防災・緊急情報メール(登録制) ・エリアメール(緊急速報メール) ・同報系防災行政無線 ・緊急告知FMラジオ	・防災行政無線、エリアメール、登録式メール、市ホームページ、電話、個別訪問、消防団及び広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示等により、住民への情報伝達を行う。 ・市防災会議委員はそれぞれの属する機関を通じ災害に関する情報の収集に努めるものとし、収集した情報等はすみやかに市防災会議会長あて通報するものとする。 ・河川監視カメラによるライブ映像の提供	・防災行政無線、サイレン、弥彦村防災情報メール、緊急速報(エリア)メール、ホームページ、警鐘、無線、広報車及びテレビ(データ情報含む)、ラジオ等、多様な情報手段を使用して伝達する。 ・地域の民生委員、児童委員、自主防災組織等を通じて、確実に伝達する体制を整えておく。 ・防災行政無線の屋外拡声支局を28基整備し、村内全域をカバーしている。 ・防災情報メールにて、気象情報、防災情報、防災行政無線の放送内容を送信している。 ・災害時の緊急告知を目的に、区長や要配慮者等に緊急告知ラジオを平成28年度より貸与配布している。 ・防災・緊急情報メール(登録制) ・エリアメール(緊急速報メール) ・同報系防災行政無線 ・緊急告知FMラジオ	・ホームぺージ、登録メール、緊急速報(エリア)メール、サイレン、広報車、県を通じた報道依頼等により情報伝達を行う。 ・災害発生のある場合には、区長に電話等により連絡するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。 ●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。 ●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 ●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	G H I J			

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	信濃川下流	気象台	新潟県	新潟市	長岡市	三条市	加茂市	見附市	燕市	五泉市	弥彦村	田上町	農政局	現状と課題
避難誘導体制				基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。 『にいがた防災アプリ』による防災情報の提供 ・まるごとまちごとハザードマップ ・災害時要援護者基準及び名簿の作成 ・共助を中心とした災害時要援護者支援体制の確立 ・自主防災リーダー研修会 ・防災士養成講座 ・洪水ハザードマップの作成【作成の手引き改定(H25年3月)前】	基本方針(避難誘導者、誘導手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。 ・地域防災スペシャリストを育成し、地域や学校で防災について指導できる人材を増やすことで、地域防災力の底上げを図っている。 ・避難行動要援護者基準及び名簿の作成 ・共助を中心とした災害時要援護者支援体制の確立 ・中越市民防災安全大学の育成 ・水害を想定した避難訓練 ・小・中学生を対象とした防災キャンプの実施 ・洪水ハザードマップの作成【作成の手引き改定(H25年3月)前】	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。 ・まるごとまちごとハザードマップ ・災害時要援護者基準及び名簿の作成 ・共助を中心とした災害時要援護者支援体制の確立 ・自主防災リーダー研修会 ・水害を想定した避難訓練 ・小・中学生を対象とした防災キャンプの実施 ・豪雨災害対応ガイドブック作成(配布(逃げどきマップ等収録))	基本方針は過去の災害で実際の際の誘導体制をモデルとして確立している。 ・河川水位が避難判断水位に達した場合に、自力で避難できない市民の避難を支援するため、マイクロバスを洪水予測地域に出勤させ、地元消防団員とマイクロバスに同乗した市職員で連携をとり、避難誘導を行っている。 ・災害時要援護者基準及び名簿の作成 ・個別訪問による避難伝達とスクールバスによる避難支援	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。 ・防災ファミリーサポート制度の確立 ・自主防災組織の充実 ・民間事業者による避難所までのバス輸送 ・まるごとまちごとハザードマップ ・災害時要援護者基準及び名簿の作成 ・共助を中心とした災害時要援護者支援体制の確立 ・自主防災リーダー研修会 ・水害を想定した避難訓練 ・自主防災に関する防災訓練の実施(毎年6月) ・小・中学生を対象とした防災キャンプの実施 ・洪水ハザードマップの作成【作成の手引き改定(H25年3月)前】	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。 ・自治会・自主防災会を対象に、「防災リーダー養成講座」を開催。小学6年生と協働の「防災キャンプ実施」。 ・防災マップづくりに着手する際は、学識経験者や市職員を派遣し、地域の防災活動を支援。 ・地域の高低差を「見える化」した『窪地マップ』を自治会・自主防災会に無償で提供。 ・まるごとまちごとハザードマップ ・災害時要援護者基準及び名簿の作成 ・共助を中心とした災害時要援護者支援体制の確立 ・洪水ハザードマップの作成【作成の手引き改定(H25年3月)前】	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。 ・洪水を想定した防災訓練を実施 ・自主防災組織の育成 ・災害時要援護者基準及び名簿の作成 ・共助を中心とした災害時要援護者支援体制の確立 ・避難支援セミナー ・水害を想定した避難訓練 ・洪水ハザードマップの作成【作成の手引き改定(H25年3月)前】	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。 ・災害時要援護者基準及び名簿の作成 ・水害を想定した避難訓練 ・洪水ハザードマップの作成【作成の手引き改定(H25年3月)前】 ・土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定		●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	K

②水防に関する事項

項目	信濃川下流	気象台	新潟県	新潟市	長岡市	三条市	加茂市	見附市	燕市	五泉市	弥彦村	田上町	農政局	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	・信濃川下流域情報共有プラットフォームにより雨量、水位、CCTV画像等のリアルタイム情報を提供している。 ・信濃川下流河川事務所が基準観測所の水位により水防警報の発表している。 ・災害発生のおそれがある場合は、信濃川下流河川事務所長から沿川自治体の首長に加え、情報伝達(ホットライン)の多重化を実施している。		・基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ・水防団員へ水防警報迅速化システムにより情報提供している。 ・「河川防災情報システム」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。	地域防災計画により伝達系統図を定めている。 ・地域防災計画により伝達系統図を定めている。 ・河川港湾課の共有PCにて送信されたメールを該当部署に転送し、情報提供している。	地域防災計画により伝達系統図を定めている。 ・河川水位を避難情報発令の基準としており、基準に達した際には防災行政無線や緊急通報メール等で情報提供している。	地域防災計画により伝達系統図を定めている。 ・河川水位を避難情報発令の基準としており、基準に達した際には防災行政無線や緊急通報メール等で情報提供している。	・水防計画により、水位に関する情報伝達経路を定めている。 ・水位、雨量情報については、市HP上に「新潟県河川防災情報システム」のリンクを貼っている。	地域防災計画により伝達系統図を定めている。 ・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	地域防災計画により伝達系統図を定めている。 ・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	・運給系統図(五泉市地域防災計画(H27.10現在-水防計画編第2章2節)の通り)。 ・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	地域防災計画により伝達系統図を定めている。 ・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	地域防災計画により伝達系統図を定めている。 ・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。		●優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定制・共有が難しい。  ●堤防高が局所的に低い小須戸橋右岸堤防等において、迅速かつ的確な水防活動を実施する必要がある。	L  M
河川の巡視区間	・出水期前に、自治体、水防団、地域住民等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 ・氾濫注意水位を超えた場合は、上記に加えて「重点監視区間」の巡視を実施している。 ・局所的に堤防が低い箇所について、自治体と水防協定(覚書)を締結し、迅速な対応を図る。 ・緊急的な災害応急対策が実施できるよう、沿川の建設会社と協定を締結している。		・出水期前に、市町村、水防団とともに重要水防箇所の合同点検を実施している。 ・水防工法や水防活動時の注意事項を記載した、水防団向けのポケットブックを県内の水防団員分作成し、市町村を通じて配布した。また消防学校の講義で消防職員へ配布した。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。 ・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画及び長岡市災害対策本部 本部設置・運営マニュアルにて定めている。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画及び長岡市災害対策本部 本部設置・運営マニュアルにて定めている。 ・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画及び長岡市災害対策本部 本部設置・運営マニュアルにて定めている。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画及び長岡市災害対策本部 本部設置・運営マニュアルにて定めている。 ・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画及び長岡市災害対策本部 本部設置・運営マニュアルにて定めている。	・今後の気象状況や水位状況を見ながら、適宜巡視行動をとっている。 ・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。 ・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。 ・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	・消防団等の巡視者と巡視区間を地域防災計画にて定めている。 ・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。 ・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。 ・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。		●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。  ●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。  ●水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	N  O  P
水防資機材の整備状況	・防災ステーション、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。 ・信濃川下流情報共有プラットフォーム等により、資材備蓄状況を情報提供している。		・広域的な水防資材の確保のためのコーディネート制度を実施している。 ・水防倉庫に水防資機材を備蓄している。 ・備蓄状況は水防計画に記載し関係機関へ配布している。	・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。 ※新潟市地域防災計画H27.3(新潟市水防計画H27.5修正)より ・災害時に応援協定業者へ資機材を支給している。 ・防災ステーションの整備。(赤浜)	・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。 ・年1回、出水期前に各水防倉庫の水防資機材の在庫確認を行い、必要な資機材について整備、補充している。	・水防倉庫及び備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。 ・防災ステーションの整備。(三条)	・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、市内5箇所へ水防倉庫を設置している。 ・防災ステーションの整備。(道の駅パティオ新潟内)	・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。 ・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。 ・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。 ・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。	・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。 ・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。 ・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。 ・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。	・水防資材備蓄一覧表(五泉市地域防災計画(H27.10現在-水防計画編第7章3節) - 五泉市公式ホームページ掲載)の通り。 ・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。 ・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。	・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。 ・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。 ・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。	・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。 ・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。 ・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。		・災害応急ポンプの貸し出しについて、貸付状況等をホームページに掲載している。(格納場所:金沢市)  ●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。  ●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、信濃川(下流)での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。	Q  R
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	・信濃川下流において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域により管内施設の安全性をチェックしている。 ・浸水想定区域図を公表することで各自治体での検討を支援している。	・新潟地方気象台は、北陸地方整備局が入居している新潟美咲合同庁舎1号館外力による浸水想定区域と10階に平成24年(2012)から入居している。 ・2号館の10階には、72時間運転可能な自家発電装置が整備されている。	・風水害時に備え、本庁舎の代替施設や非常用電源の確保等について、県地域防災計画等で定めている。 ・風水害等時は、各公共施設の管理者がすべ避難誘導や風水害発生後の緊急点検実施等について、地域防災計画にて定めている。 ・市役所本庁舎においては、屋上にも自家発電設備を設置するなど、水害時の対応を実施している。	・本庁に災害対策本部、支所に現地災害対策本部を設置する ・市役所本庁舎及び消防本部庁舎に非常用発電設備を整備 ・各公共施設管理者が整備する避難誘導体制について、地域防災計画で定めている	・庁舎に自家発電設備を整備している。 ・庁舎の電源系統等の故障を防ぐため、冠水した水が流入しないよう土のう積みを行うことを災害対応マニュアルで定めている。	・庁舎3階に「中央指揮所」を整備し、災害対策本部を設置する。 ・庁舎に非常用自家発電設備を設置している。	・庁舎の非常用電源及び防災行政無線等の防災関連設備は高層階に設置。 ・ICT部門の業務継続計画により、本庁舎被災時の代替拠点等を定めている。 ・庁舎の非常用電源及び防災行政無線等の防災関連設備は高層階に設置。 ・ICT部門の業務継続計画により、本庁舎被災時の代替拠点等を定めている。	・災害対策本部として使用する場所には、非常通信設備を整備しておくことなど、地域防災計画に定めている。 ・本庁舎では、非常用電源施設は2Fで、サーバー室は3Fに設置しており、支所については、浸水区域の想定外であるため、1Fに非常用電源施設が設けられている。	・災害対策本部である役場庁舎は、大河津分水路洪水時の最大浸水予想区域にあり、庁舎被災時には弥彦体育館を代替本部としている。 ・庁舎に非常用発電設備を整備している。	・庁舎に非常用発電設備を整備している。		●市町村庁舎等が洪水想定区域内に存在している。	S		

③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	信濃川下流	気象台	新潟県	新潟市	長岡市	三条市	加茂市	見附市	燕市	五泉市	弥彦村	田上町	農政局	現状と課題		
排水施設、排水資機材の操作・運用	・排水ポンプ車の更新・増強を行っている。 ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器においては、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ・排水機場及び大規模な堰・水門は、平常時から定期的な保守点検を実施している。その他の樋門・樋管等の施設は、出水期前に点検を実施している。		・排水機場等河川管理施設の操作点検を出水期前に実施している。 ・排水機場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。 ・貝喰川下流部の内水対策としての排水機場ポンプの増強、新通川及び島田川の河道拡幅を実施している。 ・地域の自発的な共同活動として行う流出抑制の「田んぼダム」の取組について、国、市町村と連携し支援を行っている。	・雨水排水ポンプ場の整備（白根水道町、山田）を実施している。  ・田んぼダムの活用、調整池等の整備、地下貯留施設（雨水貯留管）の整備を進めている。	・樋門について、月1回程度の、業者による定期点検を実施している。	・内水対策としての排水系統及びポンプ場の整備を実施している。  ・田んぼダムの活用、調整池等の整備を進めている。	・雨水排水ポンプ場のポンプ増設（下条川左岸区域）、赤谷川の整備、西加茂第一排水区の整備を実施している。  ・ポンプ場の運用を効率的に行える遠隔監視システムを整備し、平成23年度より運用を開始している。  ・田んぼダムの活用を進めている。	・合流式下水道緊急改善事業（雨水貯留・緊急排水ポンプ）を実施している。  ・田んぼダムの活用、既存消雷井戸を活用した浸透軽減策を進めている。	・須頃郷1号排水路整備事業を実施している。 ・排水機場・樋門・水門等の情報共有、連絡体制を確認する。  ・調整池等の整備を進めている。				横場排水機場（町施設）⇒田上郷土地改良区へ操作委託  新大正川排水機場（県施設）⇒町に操作を受託  ・田んぼダムの活用、調整池等の整備を進めている。	・農業用排水機場（親松、刈谷田川右岸、白根、中部、萱場、大秋、覚路津）において、常時及び洪水時とも一級河川（支川）の水を本川へ排水している。  ・施設管理委託者において、定期的な保守点検を実施している。  ・災害時応急用ポンプの貸出を実施している。	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。	T
															●現状において早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	U
															●破堤の危険が高い出水状況において、本支川、上下流の安全度バランスを考慮しつつ内水排水ポンプ運転調整の検討及び合意形成を進めていく必要がある。	V

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	信濃川下流	気象台	新潟県	新潟市	長岡市	三条市	加茂市	見附市	燕市	五泉市	弥彦村	田上町	農政局	現状と課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	・計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、本支派川及び上下流バランスを保ちながら堤防整備、河道掘削などを推進している。 ・堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。		・県管理河川では本支川、上下流バランスを保ちながら洪水を安全に流すための整備を進めている。 ・洪水調節機能を有するダムで洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。 ・五十嵐川改良復旧として遊水地、ダム嵩上げを実施している。											●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。	W
														●堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	X
														●洪水時に大規模河川管理施設により分派量をコントロールしていることから、信濃川下流域一体で治水安全度バランスに配慮した施設整備・運用が必要とされる。	Y
														●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。	Z

現状の取組状況の共有とりまとめについて(詳細版)

本資料は各市町の地域防災計画(いずれもホームページで公開)記載事項の抜粋を主として作成。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	新潟市	長岡市	三条市	加茂市	見附市	燕市	五泉市	弥彦村	田上町
避難勧告等の発令基準	<p>(1)避難準備情報 ア 洪水予報河川及び水位周知河川 【ア】避難判断水位に達した時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 【イ】漏水等の可能性が高まった時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 【ウ】夜間(上記(ア)～(イ)の現象が発生する可能性がある時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 (エ) その他他本部長が必要と認める時 ※ 大河津分水の場合、氾濫発生の情報を入力した時点で洪水ひなん地園の浸水エリアに対して、避難準備情報を発表する。 イ 小河川等 避難準備情報は発表しない。</p> <p>(2)避難勧告 ア 洪水予報河川及び水位周知河川 【ア】氾濫危険水位に達した時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 【イ】異常な漏水を確認した時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 【ウ】夜間(上記(ア)～(イ)の現象が発生する可能性がある時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 ※ 大河津分水の場合、氾濫発生の情報を受け取ってから時間後に洪水ひなん地園の浸水エリアに避難勧告を発表する。 (エ) その他他本部長が必要と認める時 イ 小河川等 【ア】各河川のHWLを超過した時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 【イ】水防団等から避難の必要性に関する通報があった時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 (ウ)市民から浸水発生等の通報を受けた時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 (エ) その他他本部長が必要と認める時</p> <p>(3)避難指示 ア 洪水予報河川及び水位周知河川 【ア】河川水位が堤防天端に達する恐れのある時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 【イ】異常な漏水、亀裂など決壊の恐れが高まった時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 ※ 大河津分水の場合、流域から、距離があることから、外水の影響範囲は少なくなることを想定されるため、避難指示は発表しない。 (ウ)氾濫が発生した時 (エ) その他他本部長が必要と認める時 イ 小河川等 その他他本部長が必要と認める時</p> <p>※新潟県提供資料(各市町村の水害に対する避難勧告等の発令基準)より</p>	<p>(1)避難準備情報 ・避難勧告発令時に住民の計画的な避難を円滑に実施させる必要があるとき ・各河川が避難判断水位に到達かつ上流の水位が上昇したときを発表基準とする。(※長岡市災害対策本部本部設置・運営マニュアル記載) (2)避難勧告 ・災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき(災害対策基本法第60条第1項) ・氾濫危険水位に到達したときを発令基準とする(※長岡市災害対策本部本部設置・運営マニュアル記載) (3)避難指示 ・災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき(災害対策基本法第60条第1項) ・地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき(地すべり等防止法第25条) ・洪水のはん濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき(水防法第29条)</p> <p>※長岡市地域防災計画(風水害・雪害対策編)H25年度修正 P257～258</p>	<p>(1)避難準備情報 次の基準に達したとき、又は台風を要因とする特別警報が発表されたときに発令する。 【五十嵐川に係る基準】 ・五十嵐川 渡良瀬橋水位 13.5m以上 【刈谷田川に係る基準】 ・刈谷田川 大堰水位 18.5m以上 【信濃川に係る基準】 ・信濃川 尾崎水位 9.9m以上 (2)避難勧告 次の基準に達したとき、又は大雨を要因とする特別警報が発表されたときに発令する。 【五十嵐川に係る基準】 ・五十嵐川 渡良瀬橋水位 14.0m以上 ・笠堀ダムのためし書操作の予告連絡があったとき 【刈谷田川に係る基準】 ・刈谷田川 大堰水位 19.0m以上 ・刈谷田川 大堰水位 10.9m以上 (3)避難指示 ・避難勧告の発令基準を基に、また災害の発生を機に、避難がより急を要すると市長が判断したとき</p>	<p>(1)避難準備情報 河川の水位が避難判断水位に達した場合に今後の気象情報・降雨予測や漏水等、現場の状況を踏まえ総合的に判断する。 (2)避難勧告 河川の水位がはん濫危険水位に達した場合に、今後の気象情報・降雨予測や異常な漏水等、現場の状況を踏まえ総合的に判断する。(基本的に勧告は発令しない) (3)避難指示 河川の水位が堤防高に達するおそれがある場合に、今後の気象情報・降雨予測や異常な漏水等、現場の状況を踏まえ総合的に判断する。</p>	<p>(1)避難準備情報 次のいずれかの基準に達することが想定されるとき、河川情報等の分析も行い発令を検討する。 ・見附市の3時間雨量が90mm以上 ・本明観測所における水位が24.39mを超える。又は、大堰観測所における水位が18.11mを超えるとき ・栃尾の3時間雨量が100mm以上 (2)避難勧告 次のいずれかの基準に達することが想定されるとき、河川情報等の分析も行い発令を検討する。 ・見附市の3時間雨量が100mm以上 ・本明観測所における水位が26.06mを超える。又は、大堰観測所における水位が19.01mを超えるとき ・栃尾の3時間雨量が130mm以上 (3)避難指示 避難勧告の発令基準を基に、災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要性が非常に高いと市長が判断したときに発令する。</p> <p>※ http://www.city.mitsuke.niigata.jp/item/9207.htm#Contentpane1「見附市HP_水害時非常配備避難情報発令基準」</p>	<p>(1)避難準備情報 ・関係する河川の観測所において、氾濫危険水位(警戒水位)を超え、かつ当該河川上流域の水位・気象予報等から引き続き水位の上昇が見込まれる場合 ・土砂災害危険箇所において、長雨により地盤が軟弱化するおそれがある場合や土砂災害の前兆現象(湧き水、地下水が湧り始めた、量が変化した等)が発見された場合 ・その他災害の状況により本部長(市長)が必要と認めた場合 (2)避難勧告 ・関係する河川の観測所において、はん濫危険水位(危険水位)に達することが見込まれる場合、及び避難判断水位(特別警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ・土砂災害警戒情報が、県及び気象台から発表された場合 ・土砂災害危険箇所周辺の急傾斜地において、土砂の崩落等が発生、又は前兆現象が発見された場合 (3)避難指示 ・災害の前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合(関係する河川の観測所において、はん濫危険水位(危険水位)を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合等) ・土砂災害が発生し、市民に危険が及ぶと判断した場合 ・土砂災害警戒情報が、県及び気象台から発表された場合 ・土砂災害危険区域等で、土砂移動現象、又はその前兆現象(山鳴り、立木の流出、斜面の亀裂等)が確認された場合 ・その他災害の状況により本部長(市長)が必要と認めた場合</p> <p>※燕市地域防災計画(風水害等対策編) P75～76</p>	<p>(1)避難準備情報 1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。 1.阿賀野川の馬下水位観測所の水位が氾濫危険水位である22.00mに到達した場合 2.早山川の善願水位観測所の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)である22.80mに到達した場合 3.早山川の不動堂水位観測所の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)である36.35mに到達した場合 (2)避難勧告 1～3のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。 1.阿賀野川の馬下水位観測所の水位が氾濫危険水位(危険水位)である22.80mに到達した場合 2.早山川の善願水位観測所の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)である15.10mに到達した場合 3.早山川の不動堂水位観測所の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)である36.35mに到達した場合 (3)避難指示 1～3のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 1.阿賀野川の馬下水位観測所の水位が堤防高である24.15mに到達するおそれがある場合 2.早山川の善願水位観測所の水位が堤防高である17.60mに到達するおそれが高い場合 3.早山川の不動堂水位観測所の水位が堤防高である40.51mに到達するおそれが高い場合</p> <p>※新潟県提供資料(各市町村の水害に対する避難勧告等の発令基準)より</p>	<p>(1)避難準備情報 ・関係する河川の観測場所において、氾濫危険水位(警戒水位)を超え、かつ当該河川上流域の水位・気象予報等から引き続き水位の上昇が見込まれる場合 ・土砂災害危険箇所において、長雨により地盤が軟弱化するおそれがある場合や土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水が湧り始めた、量が変化した等)が発見された場合 ・台風等の規模を要因とする大規模特別警報が発表された場合 ・大雪特別警報が発表された場合 ・その他災害の状況により本部長(市長)が必要と認めた場合 (2)避難勧告 ・関係する河川の観測所において、はん濫危険水位[危険水位]に達することが見込まれる場合、及び避難判断水位(特別警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ・土砂災害警戒情報が、県及び気象台から発表された場合 ・土砂災害危険箇所周辺の急傾斜地において、土砂の崩落等が発生、または前兆現象が発見された場合 ・その他災害の状況により本部長(市長)が必要と認めた場合 (3)避難指示 ・災害の前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合(関係する河川の観測所において、はん濫危険水位(危険水位)を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合等) ・土砂災害が発生し、住民に危険が及ぶと判断した場合 ・土砂災害危険区域等で、土砂移動現象、又はその前兆現象(山鳴り、立木の流出、斜面の亀裂等)が確認された場合 ・その他災害の状況により本部長(市長)が必要と認めた場合</p> <p>※弥彦村地域防災計画(風水害等対策編) P72～73</p>	<p>(1)避難準備情報 ・河川の水位が避難判断水位に達し、かつ、降雨状況や降雨予測等から更に上昇するおそれがある場合 ・漏水等が発見された場合 (2)避難勧告 ・河川の水位が氾濫危険水位に到達し、かつ、降雨状況や降雨予測等から更に上昇するおそれがある場合 ・台風等の規模を要因とする大規模特別警報が発表された場合 ・大雪特別警報が発表された場合 ・その他災害の状況により本部長(市長)が必要と認めた場合 (3)避難指示 ・河川の水位が堤防天端高に達するおそれが高い場合 ・異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・決壊や越流が発生した場合</p> <p>※田上町地域防災計画(風水害等対策編) P107</p>
避難場所・避難経路	<p>(1)避難場所 新潟市地域防災計画(水防計画_資料編)にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行ってない。) (3)避難の考え方、避難所の位置、避難にあたっての注意事項等、避難所内標識灯の設置、広報誌や防災パンフレット等の配布、ハザードマップの作成及び配布、市ホームページへの掲載、防災訓練等の実施などの方法により住民に周知徹底を図る。</p> <p>※新潟市地域防災計画H27.3(新潟市水防計画H27.5修正)より</p>	<p>(1)避難所 長岡市地域防災計画(資料編)にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 ・詳細の避難経路が地区ごとに整理されており、ハザードマップにて周知 ※長岡市地域防災計画(資料編) 8章 避難に関する資料</p>	<p>(1)避難所 ・三条市地域防災計画(資料編)にて策定、豪雨災害対応ガイドブック、HPにより周知。小中学校や公園等の公共施設が主。 (2)避難経路 ・避難経路の指定はされていないが、主要な道路が示されたハザードマップはHPにて公表されている。 ※三条市地域防災計画(資料編) P127～135</p> <p>※加茂市地域防災計画 P60</p>	<p>(1)避難所 ・加茂市HPにて、「災害時の避難場所一覧表」を公表。加茂市地域防災計画添付資料3-1「避難所」にも記載している。 (2)避難経路 ・本町、仲町、上町、五番町、新町一丁目、新町二丁目、若宮町一丁目一部の地域の避難経路については、加茂市地域防災計画添付資料3-2「避難路」に記載している。 ※加茂市地域防災計画 P60</p>	<p>(1)避難所 ・見附市HPにて策定及び周知。小中学校及び地域の公共施設が主。 (2)避難経路 ・避難経路の指定はされていないが、道路状況を把握できるハザードマップはHPにて公表されている。 ※見附市地域防災計画及びHP</p>	<p>(1)避難所 ・燕市地域防災計画(資料編)にて策定及びHPにより周知。小中学校及び地域の公共施設が主。 (2)避難経路 ・避難地、避難路の位置、災害時の心得等を具体的に示したハザードマップを作成・公表し、市民の防災意識の向上と災害への備えの充実を図る。(ハザードマップは公表されているが、指定経路の公表はなされていない) ※燕市地域防災計画(風水害等対策編) P16～17</p>	<p>(1)避難所 五泉市地域防災計画_資料編にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 ・避難地、避難路の位置、災害時の心得等を具体的に示したハザードマップを作成・公表し、市民の防災意識の向上と災害への備えの充実を図る。(ハザードマップは公表されているが、指定経路の公表はなされていない) ※五泉市地域防災計画(風水害対策編P122)</p>	<p>(1)避難所 ・弥彦村HPにて策定及び周知。地域の公共施設が主。 (2)避難経路 ・弥彦村HPに掲載のハザードマップにて指定経路を公表。 ※弥彦村HP http://www.vill.yahiko.niigata.jp/hinanjo/index.html</p> <p>※田上町地域防災計画(風水害対策編) P107</p>	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>・災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)、サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ、テレビデータ放送及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住民等に対して速やかに情報を伝達するとともに、自主防災組織等地域の協力を得て特に要援護者への迅速な情報伝達を行う。 ・各区本部健康福祉班は、風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会・町内会、消防対策部、警察官及び介護等サービス提供事業者等と連携し、速やかに避難勧告等の情報伝達及び安否確認を行う。 ・自主防災組織及び自治会・町内会は、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ配布された災害時要援護者名簿等により、情報伝達及び安否確認を行う。把握した安否情報は、各区本部健康福祉班又は避難先の避難所指名職員に伝達する。 新潟市地域防災計画H27.3(新潟市水防計画H27.5修正)より</p>	<p>・避難情報は、広報車、町内会長等への電話、FMがおか、ケーブルテレビ、インターネット、エリアメールや緊急速報メール等により住民に伝達される。 ※長岡市地域防災計画(風水害・雪害対策編)H25年度修正 P258</p>	<p>・避難情報は、車両による巡回広報、同報系防災行政無線、電子メール、報道機関によるラジオテレビによって住民に伝達される。 ・避難情報伝達体制の詳細は三条市地域防災計画(風水害等対策編)P163の「避難準備情報・避難勧告、避難指示の伝達系統図」に記載されている。 ※三条市地域防災計画(風水害等対策編) P163</p>	<p>・避難情報は、防災行政無線、サイレン等および広報車により住民に伝達される。 ・情報伝達体制の詳細は加茂市地域防災計画P21～23の諸伝達系統図に記載されている。 ※加茂市地域防災計画 P20～23、60</p>	<p>・避難情報は、報道機関によるテレビ・ラジオ、車両等を利用した巡回広報、サイレン、インターネット、電話・メール・FAX等により住民に伝達される。 ・避難情報伝達体制の詳細は見附市HPの「情報伝達の手方法・地域のちから」に記載されている。 ※見附市HP</p>	<p>(1)情報伝達体制 ・「燕市地域防災計画(資料編)」のP20～25を参照 (2)情報伝達方法 ・災害に関する情報の住民への伝達は基本的に報道機関を介して行う。 ※燕市地域防災計画(風水害等対策編) P24～25</p>	<p>・災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、市防災会議委員はそれぞれの属する機関を通じ災害に関する情報の収集に努めるものとし、収集した情報等はすみやかに市防災会議会長あて通報するものとする。 (2)情報伝達方法 ・市防災会議委員長は、収集した情報等について関係機関の業務等に連絡するものは、市防災会議委員又は関係災害対応責任者に通報するものとする。 下記1～3の方法により住民への情報伝達を行う 1.テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認 2.ハザードマップ等による避難時・避難ルートの確認 3.防災無線、携帯メール等による避難準備情報 ※五泉市地域防災計画(風水害対策編)</p>	<p>(1)情報伝達体制 ・体制の系統図は「水防警報伝達系統図」を参照 (2)情報伝達方法 ・避難の広報については、防災行政無線、サイレン、弥彦村防災情報メール、緊急速報メール、ホームページ、警鐘、無線、標識、広報車及びテレビ(データ情報含む)、ラジオ等、あらゆる広報手段により、住民等に対して迅速な周知徹底を図るものとする。 ※弥彦村地域防災計画(風水害等対策編) P118、136</p>	<p>・田上町は広報車等による情報伝達、消防団はサイレンによる情報伝達を実施する。情報伝達体制の詳細については「田上町地域防災計画(風水害対策編)P92に掲載されている「信濃川下流洪水予報伝達系統図」を参照。</p>

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	新潟市	長岡市	三条市	加茂市	見附市	燕市	五泉市	弥彦村	田上町
避難誘導体制	<p>・区本部は、消防機関、各警察署及び自主防災組織と協力し、避難対象地域内の住民等を安全に避難誘導する。なお、避難にあたっては、自治会・町内会ごとに集団で避難させる。</p> <p>・避難の誘導にあたっては、事前に安全な経路を決定し、道路管理者や警察官等の協力を得て障害物の撤去等を行い、危険箇所については表示やロープの張設等による事故防止に努める。また、迅速かつ安全な避難を確保するため、消防機関、警察と協力して避難路等の要所に避難誘導員の配置に努める。</p> <p>・避難所が危険と判断された場合は、他の安全な避難所へ再避難させるとともに、移動先の周知に努める。</p> <p>・避難の誘導にあたっては、状況に応じて車両を活用する。また、浸水等の場合は、ロープ等を利用して安全を図るほか、必要に応じて船艇やヘリコプター等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させる。</p> <p>・避難にあたっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等の災害時要援護者に配慮し、地元自主防災組織や自治会・町内会等の協力を得て避難の支援を行う。</p> <p>・災害時要援護者の避難誘導にあたっては、各区本部健康福祉班、消防対策部及び警察官等は、あらかじめ共有している災害時要援護者名簿等により、自主防災組織、自治会・町内会及び近隣住民等の協力を得て安全かつ迅速に避難できるよう努める。</p> <p>・自主防災組織及び自治会・町内会は、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ配布された災害時要援護者名簿等により、避難所までの避難誘導を行う。なお、要援護者の状態や道路の被害状況等を勘案し、必要に応じて自動車、リヤカー等の車両を使用する。</p> <p>※新潟市地域防災計画H27.3(新潟市水防計画)</p>	<p>(1)避難誘導者 ・市、警察、町内会、自主防災組織等が実施する。</p> <p>(2)優先順位 ・高齢者、障害者、乳幼児、子ども等の要配慮者を優先して避難誘導を行う。</p> <p>※長岡市地域防災計画(風水害・雪害対策編)H25年度修正 P259～260</p>	<p>(1)避難誘導者 ・住民等の避難誘導は、市、消防機関及び警察が実施する。</p> <p>(2)避難誘導 ・地域の自主防災組織及び事業所等の防災組織は、避難情報を受け、可能な限り集団避難方式により段階的に避難させるものとする。</p> <p>(3)優先順位 ・災害時要援護者を優先とする。</p> <p>※三条市地域防災計画(風水害等対策編)P157</p>	<p>(1)避難誘導者 ・住民の避難誘導は、市職員、警察官等が実施する。</p> <p>(2)避難誘導 ・避難経路の要所に誘導員(市職員等)を配備する。誘導員を配備するいとまがない場合は、主として警察官等が行うものとし、避難所の設置等については、市職員がこれにあたる。</p> <p>※加茂市地域防災計画 P60</p>	<p>(1)避難誘導者 ・住民の避難誘導は、自主防災組織、市、防災関係機関が主体となって実施する。</p> <p>(2)優先順位 ・高齢者、障害者、子供、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる。</p> <p>※見附市地域濃彩計画 P135、150</p>	<p>・自治会・自主防災組織、民生・児童委員、燕・弥彦総合事務組合消防本部等の協力を得て、要援護者に迅速に避難情報を伝達するとともに、自治会・自主防災組織等は要援護者名簿をもとに安否確認及び避難誘導体制の整備を図る。(詳細の避難誘導体制については記載なし)</p> <p>・学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設、大規模小売店、遊技場、ホテル、旅館、その他不特定多数のものが利用する施設の管理者は次の事項を考慮して避難計画を策定しておくものとする。</p> <p>(1)地域の実情に応じた避難場所(市指定の避難場所等)、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法</p> <p>(2)集団的に避難する場合の避難場所の確保、保険衛生、給食の実施方法及び近隣住民、事業所等の協力体制</p> <p>(3)入院患者、自力避難の困難な災害時要援護者等の避難誘導方法</p> <p>※五泉市地域防災計画(風水害対策編)</p>	<p>(1)避難誘導者 ・住民の避難誘導は、村が主体となり、集落自治会・自主防災組織、民生・児童委員、関係機関と連携し実施する。</p> <p>(2)避難誘導 ・村は上記連携機関の協力を得て、要配慮者に迅速に避難情報を伝達し、集落自治会・自主防災組織等は避難路等要援護者名簿をもとに、安否確認及び避難誘導体制の整備を図る。</p> <p>(3)高齢者、障がい者、子供、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる。</p> <p>※弥彦村地域防災計画(風水害等対策編)P76、151</p>	<p>(1)避難誘導者 ・田上町職員もしくは各施設管理者が、警察官、消防職員、消防団員、住民の協力を得て実施。</p> <p>(2)避難誘導 ・避難立退き又は指示があった場合に、町職員等の誘導により避難場所へ避難させる。</p> <p>(3)避難経路等の要所に誘導員を配置するとともに、車両等を活用して住民を迅速・安全に避難させる。</p> <p>(3)避難順位 ・避難立退きの誘導にあたっては、要配慮者(高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者)を優先。</p> <p>※田上町地域防災計画(風水害対策編)P109</p>	

② 水防に関する事項

項目	新潟市	長岡市	三条市	加茂市	見附市	燕市	五泉市	弥彦村	田上町
河川水位等に係る情報提供	<p>地域防災計画p425の伝達系統図の通り。</p> <p>※新潟市地域防災計画H27.3より</p>	<p>・水位、雨量等について、HPIにリンクを作成。</p> <p>・水防活動を十分に果たすべく責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位を超えるときは関係者に連絡し、水防上必要があるときは消防団及び消防機関を準備又は出動させる。</p> <p>※長岡市地域防災計画(風水害・雪害対策編)H25年度修正 P237～238</p>	<p>・三条市内の主要河川の水位、雨量、ダム情報に関して、HPIにリンクを作成。</p> <p>・情報提供の体制の詳細は、三条市地域防災計画(風水害等対策編)P33～38の諸伝達系統図を参照。</p>	<p>・水位や雨量等の情報については、加茂市HPにリンクを作成。</p> <p>・警報等に関する情報の伝達体制は定められているが、水位や雨量等に関する情報の伝達体制については記載なし。</p> <p>※加茂市地域防災計画</p>	<p>・水位や雨量に関する情報については、市のHPに新潟県防災システムへのリンクが作成されている。</p> <p>・水位に関する情報は、水防管理団体から水防団、水防協力団体、消防機関に伝達される。</p> <p>※見附市地域防災計画 P164</p>	<p>・Web「河川水位情報」にて水位情報が公表されている。</p> <p>・信濃川下流の水位情報は、消防本部及び防災課へFAX又はメール送信によって伝達される。</p> <p>※燕市地域防災計画(資料編) P20</p>	<p>・連絡系統図(五泉市地域防災計画(H27.10現在-水防計画編第2章2節)～五泉市公式ホームページ掲載)の通り。</p> <p>※五泉市地域防災計画(風水害対策編、HPIにて公開)</p>	<p>・Web「河川水位情報」にて水位情報が公表されている。</p> <p>・情報提供の体制等の記載なし。</p> <p>※弥彦村地域防災計画(風水害等対策編)</p> <p>※田上町地域防災計画(風水害対策編)</p>	<p>・水位や雨量に関する情報は、田上町HPIに「新潟県防災ポータル」のリンクが作成されている。</p> <p>・情報提供の体制等の記載はなし。</p> <p>※田上町地域防災計画(風水害対策編)</p>
河川の巡視区間	<p>水防警報の通知を受けたときは、直ちに非常配備体制をとり、河川、海岸、湖沼の警戒のため、重要水防箇所と水防上巡視を必要とする構造物の現状と予想される危険をもとに、安全を確保した上で関係する区建設課及び消防署が消防団と連携して巡視を実施する。</p> <p>※新潟市地域防災計画H27.3(新潟市水防計画H27.5修正)より</p>	<p>・河川水位がはん濫注意水位を超えるおそれがあるときは消防団長は一部の団員を出動させる。それ以上に水位が上昇するおそれがあり、団員出動の必要を認めるときは消防団全員の警戒配備につく。</p> <p>巡視対象箇所は以下のとおりである。</p> <p>①河川施設</p> <p>・水位がはん濫注意水位に近づいている箇所</p> <p>・過去に洪水被害を生じた箇所</p> <p>・地形地質上の弱体箇所</p> <p>・土地利用上からの弱体箇所</p> <p>・二次災害防止の観点からの低構高箇所</p> <p>・主要河川構造物の設置箇所</p> <p>②土砂災害危険箇所</p> <p>・土石流危険箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所</p> <p>・砂防関係施設</p> <p>※長岡市地域防災計画(風水害・雪害対策編)H25年度修正 P290～291</p>	<p>・三条市地域防災計画(資料編)の「消防団の管轄地域」に記載している。</p> <p>※三条市地域防災計画(資料編) P57～59</p>	<p>・巡視内容や区間等について具体的な記載はないが、危険箇所や重要水防区域等は記載あり。</p> <p>※加茂市地域防災計画添付資料 P21～45</p>	<p>・水防支部長又は消防機関の長、水防協力団体の代表者は、随時区域内の河川等を巡視し、水上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。</p> <p>・水防管理者(市長)は、随時区域内の河川等を巡視し、水上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。</p> <p>・水防管理者(市長)又は消防機関の長、水防協力団体の代表者より連絡のあった水上危険であると認められる箇所の措置を早急を図る。</p> <p>参考資料:「資料編7-8 河川関係重要水防区</p>	<p>・水防本部長は、水防警報等の通知を受けた時は、直ちに各河川の水防受持区域の水防支部長(消防署長)に対し、その通知を通知し、必要団員を河川及び水門、(排・取)水門(樋門)等の巡視を行うよう指示するものとする。(巡視区間については「燕市地域防災計画(資料編)」の「重要水防箇所一覧表」を参照)</p> <p>※燕市地域防災計画(風水害等対策編)、燕市地域防災計画(資料編)</p>	<p>・消防団の各分団受持区域一覧表(五泉市地域防災計画(H27.10現在-水防計画編第5章6節)～五泉市公式ホームページ掲載)の通り。</p> <p>※五泉市地域防災計画(風水害対策編、HPIにて公開)</p>	<p>・水防本部長は、水防警報等の通知を受けたとき又は洪水の危険が予想されるときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長に対し、その通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。重要水防箇所の位置に関しては、田上町地域防災計画(資料編)P33に整理されている。</p> <p>・水防団は洪水に際し、水害を警戒及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を確保するため、水防法第10条の3の規定による水防警報等を受けた時から洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。</p> <p>・分団の水防受持区域は「分団の水防受持区域」を参照。</p> <p>※弥彦村地域防災計画(資料編) P14</p>	<p>・異常降雨等によって河川の水位が上昇しているとき、または洪水の危険が予想されるときは、町は指定河川において水防警報が発せられたとき、町は水防計画で定める危険区域について堤防の巡視を行うものとし、当該区域ごとに監視のための消防団員を配置する。重要水防箇所の位置に関しては、田上町地域防災計画(資料編)P48～50に整理されている。</p> <p>※田上町地域防災計画(風水害対策編) P213</p>
水防資機材の整備状況	<p>・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。</p> <p>※新潟市地域防災計画H27.3(新潟市水防計画H27.5修正)より</p>	<p>・水防倉庫資材備蓄状況について、長岡市地域防災計画(資料編)に記載している。</p> <p>※長岡市地域防災計画(資料編) P363</p>	<p>・水防倉庫備蓄資器材一覧表が三条市地域防災計画(資料編)の中に記載されている。</p> <p>※三条市地域防災計画(資料編) P60～61</p>	<p>・「水防倉庫及び備蓄資機材」の記載あり。</p> <p>※加茂市地域防災計画添付資料 P47</p>	<p>・「資料の活用に関する記述はわずかにあるが、資材の整備状況については明記されていない。</p> <p>※見附市地域防災計画 P259～261</p>	<p>・燕市地域防災計画(資料編)の「燕市水防倉庫資材・器材一覧」に記載されている。</p> <p>※燕市地域防災計画(資料編) P47</p>	<p>・水防資材備蓄一覧表(五泉市地域防災計画(H27.10現在-水防計画編第7章3節)～五泉市公式ホームページ掲載)の通り。</p> <p>※五泉市地域防災計画(風水害対策編、HPIにて公開)</p>	<p>・「弥彦村地域防災計画(資料編)の水防倉庫及び備蓄資材」及び「災害時における対応可能な物資」に記載されている。</p> <p>※や自己村地域防災計画(資料編) P19、84にて公開)</p>	<p>・水防に関する資機材についての記載なし。借上可能車両及び公用車、給食能力については、田上町地域防災計画(資料編)P48～50に整理されている。</p> <p>※田上町地域防災計画(風水害対策編) P143</p>
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>・風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各公共施設の管理者(指定管理者を含む)は、利用者、来訪者等を安全な場所まで避難誘導する。その後、特に必要と認められるときは、最寄りの避難所等に利用者等を避難させる。</p> <p>・各公共施設の管理者は、風水害等発生後、緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施する。</p> <p>※新潟市地域防災計画H27.3(新潟市水防計画H27.5修正)より</p>	<p>・医療機関は、地域の医療確保の観点から自己医療機関の復旧・診療再開を目指しながら、救護所や避難所と連携を密にし、医療救護の対応にあたる。必要に応じて、外部の救護班等との協力を得る。</p> <p>※長岡市地域防災計画(資料編)H27年度修正 P397</p>	<p>市は、県並びに市内外の病院等の医療機関及び三条市医師会、三条市歯科医師会、三条市薬剤師会等の医療関係団体等と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療(助産を含む。)救護を行うものとする。</p> <p>※三条市地域防災計画(風水害等対策編)P189～195(医療救護活動計画)</p> <p>※三条市地域防災計画(風水害等対策編)P151～158(医療防疫等に関する資料)</p>	<p>・市長は、救急医療対象者の状況により必要があるとき又は事故発生責任機関が要請があり必要と認めるときは、医療機関に対し医療関係者の出動を要請する。</p> <p>・救急医療対象者の収容については、救急病院、救急診療所、各医療機関、公民館、学校等の公共施設を利用する。</p> <p>・救急医療対象者に対して使用する医療用器材については、出動した医療機関の手持資材を継替使用し、災害の規模内容に応じてそれぞれ責任機関において調達確保する。</p> <p>※加茂市地域防災計画 P60</p>	<p>・救急・救助活動において、医療機関は必要に応じて、患者のヘリコプターによる搬送を要請する。必要があれば、ドクターヘリの派遣を要請する。</p> <p>※見附市地域防災計画 P172</p>	<p>・被災地及び被災地に隣接する医療圏の病院等は受け入れ可能患者数の状況を三条地域振興局(災害医療コーディネーター)に報告するとともに後方病院として医療救護活動を行う。</p> <p>※燕市地域防災計画(風水害等対策編) P185</p>	<p>・災害対策本部として使用する場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう、あらかじめ特定しておくとともに、非常通信設備、ファクシミリ、複写機等の必要な備品ならびに必要な図書、帳票類を平常時から整備しておく。</p> <p>・本庁舎では、非常用電源施設は2Fで、サーバー室は3Fに設置しており、支所については、浸水区域の想定外であるため、1Fに非常用電源施設が設けられている。</p> <p>※五泉市地域防災計画(風水害対策編、HPIにて公開)</p> <p>※地域の出組チェック表(H28.4回答)より</p>	<p>・医療機関は策定している病院等防災マニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行える体制を整える。</p> <p>・被災地及び被災地に隣接する医療圏の病院等は受け入れ可能患者数の状況を三条地域振興局(災害医療コーディネーター)に報告するとともに後方病院として医療救護活動を行う。</p> <p>※弥彦村地域防災計画(風水害等対策編) P165</p>	<p>・災害時においては、県の設置する災害救援ボランティア本部及び町災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における活用する。</p> <p>※田上町地域防災計画(風水害対策編) P143</p>

③ 氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	新潟市	長岡市	三条市	加茂市	見附市	燕市	五泉市	弥彦村	田上町
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>記載なし。</p> <p>※新潟市地域防災計画H27.3(新潟市水防計画H27.5修正)より</p>	<p>・浸水被害が拡大するおそれのある区域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を実施する。</p> <p>※長岡市地域防災計画(風水害・雪害対策編)H25年度修正 P327</p>	<p>・市長は、河川の水位が上昇しているとき、指定河川に水防警報が発せられたとき又は降雨量が異常に増大しつつあるときは、排水ポンプ場の配電要員及び補助要員に自宅待機又は出動を命ずるなどの必要な措置を講ずるものとする。また、県及び各土地改良区のポンプ場と連絡をとりながら、浸水対策に万全を期するものとする。</p> <p>(資料編「2-9 水害時排水施設」参照)</p> <p>・増水等により、広範囲にわたる農地に浸水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合、排水ポンプによる排水対策を行う。</p> <p>※三条市地域防災計画(風水害等対策編)P181、265</p>	<p>記載なし</p> <p>※加茂市地域防災計画</p>	<p>・排水施設管理者は、ラジオ、テレビ等で気象等に関する注意報及び警報等の情報を得たときには、時間雨量20mm以上または連続雨量80mm以上の降雨があり、かつ継続している場合、概ね1時間以内に警戒配備につくものとする。</p> <p>・用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに市民に周知させる。</p> <p>※見附市地域防災計画 P267</p>	<p>・農業用排水施設管理者は、洪水が予想される場合には、頭首工、排水ポンプ場等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに市民に周知させる。</p> <p>※燕市地域防災計画(風水害等対策編) P248</p>	<p>記載なし。</p>	<p>・農業用排水施設管理者は、洪水が予想される場合には、用排水ポンプ場(排水機場)等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び西蒲警察署に通知するとともに住民に周知させるものとする。(排水施設諸元は「弥彦村地域防災計画(資料編)」のP39を参照)</p> <p>※弥彦村地域防災計画(風水害等対策編) P230</p>	<p>・施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、用排水ポンプ場(排水機場)等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び西蒲警察署に通知するとともに住民に周知させるものとする。</p> <p>・出水等により、広範囲にわたる農地に浸水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合、締め切り工事と排水ポンプによる排水対策を実施する。</p> <p>※田上町地域防災計画(風水害対策編) P215～216</p>

## 目標達成のための取組(案)のとりまとめについて

〇概ね5年で実施する取組

具体的な取組の柱		課題の対応	目標時期	実施する機関													地域住民	
				北陸地整	新潟県	新潟気象台	新潟市	長岡市	三条市	加茂市	見附市	燕市	五泉市	弥彦村	田上町	農政局		
事項	具体的な取組																	
1. ハード対策の主な取組																		
■洪水を河川内で安全に流す対策																		
	・河道掘削 ・侵食対策 ・浸透対策 ・築堤	W, X	引き続き整備	○	○													
	・信濃川下流及び中ノロ川の治水安全度バランスを考慮した蒲原大堰・中ノロ川水門の施設操作運用の検討、調整	Y	順次実施	○	○													
■流出抑制対策																		
	・ダムの高上げ、遊水地の整備	W	引き続き整備		○													
■内水対策																		
	・排水機能の配備	T	順次整備	○	○		○		○	○		○						
	・調整池の整備 ・田んぼダムの活用	T	順次整備		○		○	○	○	○	○			○	○			
■危機管理型ハード対策																		
	・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	Z	H28年度から順次整備	○	○													
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																		
	①新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	M, P Q	H28年度から検討	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	②円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	J, L	H28年度から順次整備	○	○													
	③庁舎等の耐水対策	S	H28年度から順次検討	○	○				○		○			○	○			
	④排水機場の耐水化	T, U	H28年度から順次検討		○		○		○	○	○				○	○		
2. ソフト対策の主な取組 ①信濃川下流等の大規模水害の特徴を踏まえた避難のための取組																		
■情報伝達、避難計画等に関する取組																		
	①リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実	G, H I, J	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			活用
	②関係機関と連携した防災行動計画(タイムライン)の整備	C	(整備) 順次実施 (検証・改善) 引き続き実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	③避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善	C	(整備) 順次実施 (検証・改善) 順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	④想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表(浸水ナビ等による公表)	D, E F	H28年度から順次実施	○	○													活用
	⑤立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	D, E F, K	H28年度から順次実施	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			







信濃川下流大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組(案) 2/3

減災のための取組項目(案) (概ね5年間)			北陸地整		新潟県		新潟地方気象台		新潟市		長岡市		三条市		加茂市		見附市		燕市		五泉市		弥彦村		田上町		農政局						
項目	事項	内容	課題の対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期				
2. ソフト対策の主な取組 ①信濃川下流等の大規模水害の特徴を踏まえた避難のための取組																																	
■情報伝達、避難計画等に関する取組																																	
	⑤	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	D E F K	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	H28年度から実施	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	順次実施			・家屋倒壊危険区域等より立ち退き避難が必要な区域を検討する。 ・避難ごとに水害時の浸水深や避難の可否について確認を行う。 ・屋内安全確保等、柔軟な避難方法の検討	新潟県からの情報提供後から実施	・避難所の浸水深等の確認及び避難の可否について確認 ・屋内安全確保等、柔軟な避難方法の検討	H29年度以降実施	・避難所の浸水深等の確認、緊急避難経路の確認 ・家屋倒壊危険区域等を確認し、立ち退き避難が必要な区域における柔軟な避難方法を検討・周知	新潟県からの情報提供後から実施	・避難所の浸水深等の確認、緊急避難経路の確認 ・屋内安全確保等、柔軟な避難方法の検討	H29年度以降実施	・避難所の浸水深等の確認、緊急避難経路の確認 ・家屋倒壊危険区域等より立ち退き避難が必要な区域における柔軟な避難方法を検討 ・屋内安全確保等、柔軟な避難方法の検討	H29年度以降実施	・避難所の浸水深等の確認、緊急避難経路の確認 ・家屋倒壊危険区域等より立ち退き避難が必要な区域における柔軟な避難方法を検討 ・屋内安全確保等、柔軟な避難方法の検討	H29年度以降実施	・浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域等より立ち退き避難が必要な区域を検討する。 ・広域避難の地に屋内安全確保等、柔軟な避難方法の検討 ・家屋倒壊等危険想定区域における頑丈な高い建物等での屋内安全確保等、柔軟な避難方法の検討。 ・避難所の浸水深等の確認、緊急避難経路の確認。	H29年度以降実施	・避難所の浸水深等の確認、緊急避難経路の確認 ・屋内安全確保等、柔軟な避難方法の検討	H29年度以降実施	・避難所の浸水深等の確認、緊急避難経路の確認	H29年度以降実施	・避難所の浸水深等の確認、緊急避難経路の確認	H29年度以降実施	・避難所の浸水深等の確認、緊急避難経路の確認	H29年度以降実施		
	⑥	参加市・町・村による広域避難計画の策定及び支援	D E	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援 ・市町村間の調整や運営上の課題への支援	H28年度から順次実施	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	引き続き実施	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	H28年度から順次実施	・広域避難の実現性について検討する。	H28年度から検討	・近隣市町村相互援助協定 ・遠隔地災害時相互応援協定	H29年度以降実施	・近隣市町村相互援助協定 ・遠隔地災害時相互応援協定 ・想定最大規模の降雨による浸水を考慮した広域避難計画の検討	新潟県からの情報提供後から実施	・近隣市町村相互援助協定 ・遠隔地災害時相互応援協定	H28年度から検討	・近隣市町村相互援助協定 ・遠隔地災害時相互応援協定 ・広域避難の実現性について検討	H28年度から検討	・近隣市町村相互援助協定 ・遠隔地災害時相互応援協定	H28年度から検討	・北陸地整、県、関係市町と連携し、計画規模洪水に対する広域避難計画を検討・策定する。	H28年度以降実施	・近隣市町村相互援助協定 ・遠隔地災害時相互応援協定	H28年度から検討	・近隣市町村相互援助協定 ・遠隔地災害時相互応援協定	H28年度から検討	0	H28年度から検討				
	⑦	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	D E F	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進する。	H28年度から実施	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進する。	順次実施			・新たな浸水想定区域に対応した洪水ハザードマップへの改良と、出前講座などを活用した周知・広報を実施する。	新潟県からの情報提供後から実施	・新たな浸水想定区域に対応した洪水ハザードマップの策定を行い、全戸配布により周知	H29年度以降実施	・新たなハザードマップの策定・周知 ・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	新潟県からの情報提供後から実施	・新たな浸水想定区域に対応した洪水ハザードマップの作成 ・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H28年度から検討	・新たなハザードマップの策定・周知 ・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H29年度以降実施	・避難所の災害別区分化、災害別表示版の設置の検討 ・新たなハザードマップの策定・周知 ・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H29年度以降実施	・ハザードマップの見直しを行い、全戸配布により周知する。 ・新たなハザードマップの策定・周知 ・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H29年度以降実施	・新たなハザードマップの策定・周知 ・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H29年度以降実施	・新たなハザードマップの策定・周知 ・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H29年度以降実施	・新たなハザードマップの策定・周知 ・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H29年度以降実施				
	⑧	水位予測の検討及び精度の向上	B M	・現状予測期間(～3時間)・更に数時間(4～6時間程度)先も含め水位予測の精度向上の検討・システム改良を行う。	H28年度から実施	・上流水位局による下流水位予測を検討する。	H28年度以降実施																										
	⑨	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	J	・「警報級の現象」の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善			H29年度出水期から実施																										
	⑩	関係機関が連携した訓練の実施	C I J	・洪水対応演習の実施 ・プラント型水害対応訓練の実施	引き続き実施	・洪水対応演習により実施	引き続き実施	・洪水対応演習により実施	引き続き実施	・洪水対応演習により実施	引き続き実施	・洪水対応演習により実施	引き続き実施	・信濃川下流河川事務所等との合同訓練の実施	H28年度から実施	・洪水対応演習により実施	引き続き実施	・市、消防組織、水防団の連携した訓練を毎年実施。今後も関係機関の連携に努めた訓練を実施する。	引き続き実施	・洪水対応演習により実施	引き続き実施	・洪水対応演習により実施	引き続き実施	・洪水対応演習により実施	引き続き実施	・洪水対応演習により実施	引き続き実施	・洪水対応演習により実施	引き続き実施	・平成28年3月に土地改良施設管理者のための業務継続計画(BCP)策定マニュアルを策定。施設管理者におけるBCP策定の取り組みを進める。	平成28年度以降実施		
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																																	
	①	自治会や地域住民が参加した水害リスクの高い箇所の見直し	A	・水害リスクの高い箇所について、自治体・地域住民と共同点検を実施する。	引き続き毎年実施	・出水期前に自治会や地域住民と重要水防箇所等共同点検を実施する。	H28年度から実施			・河川管理者と自治会や地域住民が参加して重要水防箇所等共同点検を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民が参加して重要水防箇所等共同点検を実施する。	引き続き毎年実施	・水害リスクの高い箇所について、河川事務所、地域住民等と共同点検を実施する。	H27年度から実施	・河川管理者と自治会や地域住民が参加して重要水防箇所等共同点検を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民が参加して重要水防箇所等共同点検を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民が参加して重要水防箇所等共同点検を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民が参加して重要水防箇所等共同点検を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民が参加して重要水防箇所等共同点検を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民が参加して重要水防箇所等共同点検を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民が参加して重要水防箇所等共同点検を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民が参加して重要水防箇所等共同点検を実施する。	引き続き毎年実施		
	②	小中学校等における水害教育の実施	A	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に進めていく。 ・信濃川下流域情報アーカイブの充実化、広報を積極的に進めていく。	引き続き実施	・新潟県防災教育プログラム【洪水災害編】を作成済み。 ・市町村の要請により、出前講座等を積極的に進めていく。	引き続き実施	・教育委員会と連携し、効果的な対応を検討する。	H28年度から実施	・新潟県防災教育プログラムに基づき全小中学校の各学年で、防災教育(洪水災害)を実施する。 ・各校の特徴、地域特性に応じて新潟県防災教育プログラムの自校化を進める。 ・防災に関する体験学習を行う施設や出前講話などを行う組織と連携した防災学習を促進する。 ・学校と家庭や地域が連携した実践的な防災教育を実施	H27年度から実施	・防災教育コンテンツ(教材)を小中学校に設置し、防災教育で活用する。必要に応じて講師を派遣 ・小中学生の子をもつ世帯を対象とした親子防災キャンプの実施	H27年度から実施	・全小中学校・全学年で防災教育授業を実施	H28年度から実施	・小中学校での水害教育並りに資料提供を実施している。	引き続き実施	・小中学校を対象に過去の水害の状況、対策等についての防災教育を実施している。	毎年実施	・各校の特徴、地域特性に応じて新潟県防災教育プログラムの自校化を進める。 ・防災リーダー養成講座受講生と小学6年生協働での防災キャンプの実施	H28年度から実施	・小中学校での水害教育を実施している。	引き続き実施	・小中学校での水害教育を実施している。	引き続き実施	・小中学校での水害教育を実施している。	引き続き実施	・小中学校での水害教育を実施している。	引き続き実施	・小中学校での水害教育を実施している。	引き続き実施	・小中学校での水害教育を実施している。	引き続き実施
	③	出前講座等を活用し、水防等に関する説明会を開催	A	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に進めていく。 ・住民に対する防災情報等に関する啓発・協力 ・洪水に関する防災教育プログラム制作 ・信濃川下流域情報アーカイブ	引き続き実施	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に進めていく。	引き続き実施	・関係機関と連携し、効果的な対応を検討する。 ・住民に対する防災気象情報の普及・啓発活動	H28年度から実施	・出前講座等を活用し、水防等に関する説明を実施する。	新潟県からの情報提供後から検討	・町内会等の依頼により職員を派遣し、出前講座を実施	引き続き実施	・自治会や民生委員等向けに、防災に関する説明会を実施	引き続き実施	・出前講座等を活用し、水防等に関する説明を実施する。	新潟県からの情報提供後から検討	・住民に対する防災情報等に関する啓発・協力 ・消防団員に対する避難情報対応に関する啓発・協力 ・洪水に関する防災教育プログラム制作	引き続き実施	・新潟大学 災害・復興科学研究所との「防災まちづくり」に関する協定 ・住民に対する防災情報等に関する啓発・協力の実施 ・洪水に関する防災教育プログラム制作の検討	H28年度から実施	・住民に対する防災情報等に関する啓発・協力 ・消防団員に対する避難情報対応に関する啓発・協力 ・洪水に関する防災教育プログラム制作	H28年度から実施	・住民に対する防災情報等に関する啓発・協力 ・消防団員に対する避難情報対応に関する啓発・協力 ・洪水に関する防災教育プログラム制作	H28年度から実施	・住民に対する防災情報等に関する啓発・協力 ・消防団員に対する避難情報対応に関する啓発・協力 ・洪水に関する防災教育プログラム制作	H28年度から実施	・住民に対する防災情報等に関する啓発・協力 ・消防団員に対する避難情報対応に関する啓発・協力 ・洪水に関する防災教育プログラム制作	H28年度から実施	・住民に対する防災情報等に関する啓発・協力 ・消防団員に対する避難情報対応に関する啓発・協力 ・洪水に関する防災教育プログラム制作	H28年度から実施		
	④	まるごとまちごとハザードマップを整備	D F I	・市町村が作成するごととまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施	・ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成と公表	引き続き実施			・ハザードマップの見直しの際に検討する。	H28年度以降実施	・ハザードマップの見直しの際に検討する。	H28年度以降実施	・避難所の見直し等に併せて実施	引き続き実施	・ハザードマップの作成の際に検討する。	H29年度以降実施	・ハザードマップの見直しを併せて検討を行う。	H29年度から検討	・ハザードマップの見直しの際に検討する。	H29年度以降実施	・ハザードマップの見直しの際に検討する。	H29年度以降実施	・ハザードマップの見直しの際に検討する。	H29年度以降実施	・ハザードマップの見直しの際に検討する。	H29年度以降実施	・まるごとまちごとハザードマップの整備を検討する。	H28年度から実施	・ハザードマップの見直しの際に検討する。	H28年度以降実施		
	⑤	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	・洪水時の情報収集や避難の判断基準等を一般住民に理解してもらえる家庭向けのチラシを作成し、ホームページで公表 ・チラシを市町村や県地域整備部へ配布	引き続き実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	新潟県からの情報提供後から検討	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H29年度以降実施	・三条市南南災害対応ガイドブックを活用し、住民の水害や避難に対する意識を高める	引き続き実施	・洪水の基礎知識や情報収集の方法などを市広報誌に特集を組んで配布する。	引き続き実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H29年度から検討	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H29年度から検討	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H29年度から検討	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H29年度から検討	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H29年度から検討	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H29年度から検討	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H29年度から検討		
	⑥	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	K	・自主防災組織の育成、活性化のため、住民への意識啓蒙や、市町村・自主防災組織に向けた先導事例の提供等の取組を行う。	引き続き実施					・自主防災組織の結成率の向上を図る。 ・住民の防災意識を高めるための研修を実施する。	引き続き実施	・防災訓練を実施した自主防災組織に対し、活動報酬金を支給 ・「中越市民防災安全大学」を開講し、地域の防災リーダーの育成を図る ・自主防災組織が整備する防災備品に対し、補助金を支給	H28年度から実施	・自主防災組織の結成率の向上を図る。 ・住民の防災意識を高めるための研修を実施する。 ・新たなハザードマップ等に基づく避難訓練の実施	引き続き実施	・自主防災組織を結成して、消防団が同様の役割を担っている。 ・県や日本消防協会への研修・意見交換会への参加。 ・消防団員数を増やすための啓発	引き続き実施	・新たなハザードマップ等に基づく避難訓練の実施	H28年度から順次実施予定	・自主防災のあり方、役割の再啓蒙を実施 ・実際の災害時に機能するよう実践的な研修・訓練の実施 ・新たなハザードマップ等に基づく避難訓練の実施	H28年度から実施	・自主防災のあり方、役割の再啓蒙を実施 ・実際の災害時に機能するよう実践的な研修・訓練の実施 ・新たなハザードマップ等に基づく避難訓練の実施	H28年度から順次実施	・自主防災のあり方、役割の再啓蒙を実施 ・実際の災害時に機能するよう実践的な研修・訓練の実施 ・新たなハザードマップ等に基づく避難訓練の実施	H28年度から順次実施	・自主防災のあり方、役割の再啓蒙を実施 ・実際の災害時に機能するよう実践的な研修・訓練の実施 ・新たなハザードマップ等に基づく避難訓練の実施	H28年度から順次実施	・自主防災のあり方、役割の再啓蒙を実施 ・実際の災害時に機能するよう実践的な研修・訓練の実施 ・新たなハザードマップ等に基づく避難訓練の実施	H28年度から順次実施	・自主防災のあり方、役割の再啓蒙を実施 ・実際の災害時に機能するよう実践的な研修・訓練の実施 ・新たなハザードマップ等に基づく避難訓練の実施	H28年度から順次実施		

信濃川下流大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組(案) 3/3

減災のための取組項目(案) (概ね5年間)			北陸地整		新潟県		新潟地方気象台		新潟市		長岡市		三条市		加茂市		見附市		燕市		五泉市		弥彦村		田上町		農政局						
項目	事項	内容	課題の対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期				
2. ソフト対策の主な取組 ② 氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防や流域対策の取組																																	
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																																	
		①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	N	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・町・村と共同で情報伝達訓練を実施する。 ・水防団等への連絡体制の再確認(水防連絡会会務) ・関係機関の情報伝達訓練及び各市における避難実動訓練の実施	引き続き毎年実施	・水防連絡会による連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	・水防連絡会による連絡体制の確認 ・無定時交信の実施 ・河川管理者が実施する情報伝達訓練への参加	引き続き毎年実施	・関係機関の情報伝達訓練及び三条市における水害対応総合防災訓練の実施	引き続き毎年実施	・関係機関の情報伝達訓練の実施 ・水防団等への連絡体制の再確認(水防連絡会会務)	引き続き毎年実施	・関係機関の情報伝達訓練及び各市における避難実動訓練の実施 ・水防団等への連絡体制の再確認(水防連絡会会務)	引き続き毎年実施	・関係機関の情報伝達訓練及び各市における避難実動訓練の実施 ・水防団等への連絡体制の再確認(水防連絡会会務)	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・水防訓練、防災訓練を通じて、情報伝達訓練を検討する。	引き続き毎年実施	・関係機関の情報伝達訓練及び各市における避難実動訓練の実施 ・水防団等への連絡体制の再確認(水防連絡会会務)	引き続き毎年実施										
		②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所合同巡視の実施	LMN	・重要水防箇所等の合同巡視を実施する。 ・水防団が参加した出水期前合同巡視の実施(水防連絡会会務)	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・消防団が参加した出水期前合同巡視の実施(水防連絡会会務)	引き続き毎年実施	・市消防本部等が参加した出水期前合同巡視の実施(水防連絡会会務)	引き続き毎年実施	・消防本部等が参加した出水期前合同巡視の実施(水防連絡会会務)	引き続き毎年実施	・水防団が参加した出水期前合同巡視の実施(水防連絡会会務)	引き続き毎年実施	・水防団が参加した出水期前合同巡視の実施(水防連絡会会務)	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・水防団が参加した出水期前合同巡視の実施(水防連絡会会務)	引き続き毎年実施	・水防団が参加した出水期前合同巡視の実施(水防連絡会会務)	引き続き毎年実施	・水防団が参加した出水期前合同巡視の実施(水防連絡会会務)	引き続き毎年実施	・水防団が参加した出水期前合同巡視の実施(水防連絡会会務)	引き続き毎年実施	・水防団が参加した出水期前合同巡視の実施(水防連絡会会務)	引き続き毎年実施	・水防団が参加した出水期前合同巡視の実施(水防連絡会会務)	引き続き毎年実施		
		③毎年、関係機関が連携した水防実動訓練等を実施	P,Q	・水防管理団体が行う訓練へ参加する。 ・水防技術講習会の支援等を行う。 ・関係機関が連携した水防実動訓練の実施	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した水防実動訓練の実施	引き続き毎年実施	・関係機関等の要請により、訓練への支援	引き続き毎年実施	・毎年、出水期前に水防訓練を実施する。 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実動水防訓練を実施する。	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した水防実動訓練への参加	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した水防実動訓練の実施	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した水防実動訓練への参加	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した水防実動訓練への参加	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した水防実動訓練への参加	引き続き毎年実施	・毎年、出水期前に水防訓練で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。 ・水防訓練、防災訓練の内容を検討する。	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した水防実動訓練への参加	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した水防実動訓練への参加	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した水防実動訓練への参加	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した水防実動訓練への参加	引き続き毎年実施		
		④水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	O,Q			・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・防災活動協力事業所の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。 ・市内参加企業による団員の機遣措置。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施		
		⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	P	・水防技術講習会に参加する。	引き続き毎年実施	・水防技術講習会への参加	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加する。	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加する。	H29年度からの参加を検討	・水防技術講習会に参加する。	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加する。	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加する。	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加する。	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加する。	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加する。	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加する。	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加する。	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加する。	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加する。	引き続き毎年実施		
		⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	R	・復旧活動の拠点等配置計画を検討 ・河川防災ステーションの整備を行う。【新潟市天野地区】	H28年度から検討 引き続き実施	・復旧活動の拠点等配置計画を検討	H28年度以降検討	・水防センターの整備を行う。【新潟市天野地区】	H29年度以降実施																								
■流域対策に関する取組																																	
		①平成16年7月、同23年7月を上回る豪雨に襲われても壊滅的な被害を招くことのないよう、新たな治水対策の検討を実施	D,E	新たな治水対策の検討を実施	引き続き実施																												
		②流域における氾濫被害軽減に向けた対策の検討を実施	D,E	・外水氾濫の被害軽減に向けた対策の検討	H28年度から検討	・外水氾濫の被害軽減に向けた対策の検討	H28年度から検討	・外水氾濫の被害軽減に向けた対策の検討	H28年度から検討	・外水氾濫の被害軽減に向けた対策の検討	H28年度から検討	・想定を超えた外水氾濫に対する被害の軽減について今後検討が必要	H28年度から検討	・外水氾濫の被害軽減に向けた対策の検討	H29年度から検討	・雨水貯留施設等の整備を実施	引き続き実施	・外水氾濫の被害軽減に向けた対策の検討	H28年度から検討	・外水氾濫の被害軽減に向けた対策の検討	H28年度から検討	・外水氾濫の被害軽減に向けた対策の検討	H28年度から検討	・外水氾濫の被害軽減に向けた対策の検討	H28年度から検討	・外水氾濫の被害軽減に向けた対策の検討	H28年度から検討	・外水氾濫の被害軽減に向けた対策の検討	H28年度から検討	・外水氾濫の被害軽減に向けた対策の検討	H28年度から検討	・外水氾濫の被害軽減に向けた対策の検討	H28年度から検討
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組																																	
		①要配慮者利用施設及び避難確保計画の作成に向けた支援を実施	K	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う。	引き続き実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う。	引き続き実施			・要配慮者利用施設について、説明会の実施やお知らせの送付などにより避難計画策定の推進を行う。	H28年度から実施	・要配慮者利用施設における避難確保計画策定の推進を行う(一部施設策定済み)	引き続き実施	・要配慮者利用施設に対して必要な情報提供を行い、避難計画策定を促す。	新潟県からの情報提供後から実施	・要配慮者施設における避難確保計画策定の推進を行う。	H28年度から実施	・要配慮者施設における避難確保計画策定の推進を行う。	H29年度から検討	・要配慮者施設における避難確保計画策定の推進を行う。	H29年度から検討	・要配慮者施設における避難確保計画策定の推進を行う。	H29年度から実施	・要配慮者施設における避難確保計画策定の推進を行う。	H28年度から実施	・要配慮者施設における避難確保計画策定の推進を行う。	H28年度から実施	・要配慮者施設における避難確保計画策定の推進を行う。	H28年度から実施	・要配慮者施設における避難確保計画策定の推進を行う。	H28年度から実施		
		②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	I	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策等を行う際の技術的な助言を行う。	引き続き実施	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策等を行う際の技術的な助言を行う。	引き続き実施	・大規模工場へ浸水リスクの説明や水害対策等の啓発活動を行う。	H28年度から実施																								
2. ソフト対策の主な取組 ③一刻も早く社会・経済活動等を回復させるための排水活動や協働の取組																																	
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施																																	
		①大規模水害を想定した信濃川下流排水計画(案)の検討を実施	T,U	・排水機場、樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画等を検討する。	H28年度から検討	・排水ポンプ車に関する以下の情報の確認及び情報共有 ①排水ポンプ車想定箇所リスト ②浸水常習箇所リスト ③排水ポンプ車想定箇所カルテ ④排水ポンプ車想定箇所図	引き続き毎年実施	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプ車の設置箇所の選定する。	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプ車の設置箇所の選定する。	H29年度から検討	・関係機関と協力して検討	今後検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプ車の設置箇所の選定する。	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプ車の設置箇所の選定する。	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプ車の設置箇所の選定する。	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプ車の設置箇所の選定する。	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプ車の設置箇所の選定する。	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプ車の設置箇所の選定する。	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプ車の設置箇所の選定する。	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプ車の設置箇所の選定する。	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプ車の設置箇所の選定する。	H29年度から検討		
		②排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	U	・毎年、出水期前に県・市・町・村と連携して連絡体制の整備を行い、情報共有を図る。 ・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備 ・排水ポンプ車配備訓練の実施	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備 ・排水ポンプ車配備訓練の実施	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備 ・排水ポンプ車配備訓練の実施	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備 ・排水ポンプ車配備訓練の実施	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備 ・排水ポンプ車配備訓練の実施	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備 ・排水ポンプ車配備訓練の実施	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備 ・排水ポンプ車配備訓練の実施	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備 ・排水ポンプ車配備訓練の実施	H29年度以降検討	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行い毎年確認する。	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備 ・排水ポンプ車配備訓練の実施	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備 ・排水ポンプ車配備訓練の実施	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備 ・排水ポンプ車配備訓練の実施	引き続き毎年実施		
		③関係機関が連携した排水実動訓練の実施	W	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施を行う。 ・水防管理団体が行う水防訓練等へ参加する。 ・関係機関が連携した排水実動訓練を実施する。	H28年度から実施	・排水ポンプ車の実動訓練の実施	引き続き毎年実施	・水防訓練と合同で実施する。 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練への参加を検討する。	H29年度から実施	・関係機関が連携した排水実動訓練の実施	引き続き毎年実施	・信濃川下流河川事務所や水防活動協力事業所等と連携した排水実動訓練の実施	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した排水実動訓練の実施	H29年度から検討	・関係機関が連携した排水実動訓練の実施	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した排水実動訓練の実施	H29年度から実施	・関係機関が連携した排水実動訓練の実施	H29年度以降検討	・水防訓練と合同で実施を検討する。 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練への参加を検討する。	H29年度から実施	・水防訓練と合同で実施を検討する。 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練への参加を検討する。	H29年度から実施	・水防訓練と合同で実施を検討する。 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練への参加を検討する。	H29年度から検討	・水防訓練と合同で実施を検討する。 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練への参加を検討する。	H29年度から検討	・水防訓練と合同で実施を検討する。 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練への参加を検討する。	H29年度から検討		
		④内水排水ポンプの運転調整の検討	T,U,V	・運転調整基準及び方法の検討	H29年度から検討	・中ノ川における内水排水ポンプの運転調整の見直しを検討	H28年度以降検討	・運転調整基準及び方法の検討	今後検討	・運転調整基準及び方法の検討	今後検討	・運転調整基準及び方法の検討	今後検討	・運転調整基準及び方法の検討	H29年度から検討	・運転調整基準及び方法の検討	H29年度から検討	・運転調整基準及び方法の検討	H29年度から検討	・運転調整基準及び方法の検討	H29年度から検討	・運転調整基準及び方法の検討	H29年度から検討	・運転調整基準及び方法の検討	H29年度から検討	・運転調整基準及び方法の検討	H29年度から検討	・運転調整基準及び方法の検討	H29年度から検討	・運転調整基準及び方法の検討	H29年度から検討		
■救援・救助活動の効率化に関する取組																																	
		①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	E,T	・広域支援拠点等の検討	H28年度から検討	・広域支援拠点等の検討	H28年度から検討	・新たな浸水想定区域に対応した人員や物資の輸送・供給計画の見直しを検討	新潟県からの情報提供後から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討	新潟県からの情報提供後から検討	・新たな浸水想定区域に対応した拠点等配置の見直しを検討	新潟県からの情報提供後から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から検討	・排水機場の運用方法(操作規則)の変更について、関係機関と協議を実施	引き続き実施